

平成24年4月3日  
官民競争入札等監理委員会提出資料

# 国民年金保険料収納事業

## 民間競争入札実施要項

### 抜粋版

日本年金機構

## 【目次】

1	目的	3
2	本事業の基本的な考え方	3
3	対象業務に関する事項	
(1)	対象業務の内容	4
(2)	契約（事業対象期間）	6
(3)	対象地区（入札単位）及び対象年金事務所	6
(4)	事業実施に関して確保されるべき事業の質	6
(5)	事業実施体制	10
(6)	民間事業者に提供する情報等	11
(7)	日本年金機構と民間事業者との連携・協力	12
4	受託事業者選定に関する事項	
(1)	民間競争入札に参加する者に必要な参加資格	12
(2)	民間競争入札に参加する者の募集	13
(3)	落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定	15
5	従来の実施状況に関する情報の開示	16
6	民間事業者を使用させることができる物品	16
7	民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例	16
8	民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対し報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等	
(1)	報告事項等	17
(2)	秘密の保持等	18
(3)	法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	18
9	民間事業者が本事業の実施により、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項	21
10	事業に係る評価に関する事項	22
11	その他事業の実施に関し必要な事項	22

(別紙1-1) 対象地区等一覧

(別紙1-2) 年金事務所別対象区域・戸別訪問従事者必須配置数等一覧

(別紙2-1) 対象年金事務所別達成目標等一覧

(別紙2-2) 達成目標等算出根拠

(別紙3) 総合評価基準（技術評価）

(別紙4) 従来の実施状況に関する情報の開示

(参考条文)

## 1 目的

我が国の公的年金制度は、20歳から60歳までのすべての国民が加入し保険料を負担することにより、老後、障害及び死亡の生活保障を担う、国民生活になくてはならない重要な制度である。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景とした国民年金保険料の未納者（うち過去24ヶ月間の保険料が未納の者：平成22年度末時点で約321万人）の存在は、無年金者又は低額年金者の増大のみならず、社会連帯に基づく公的年金制度の根幹にかかわる大きな問題となっており、未納対策は極めて重要な課題である。

このような状況の下、日本年金機構においては、未納者の解消に向けて、国民年金保険料収納業務の民間委託を活用するほか、各年金事務所ごとに策定した行動計画に基づき、納付書や免除等申請書の送付のみならず、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、公平な負担の観点から強制徴収を実施するなど、徹底した収納対策に取り組んできたところである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実現について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

本事業は、国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の未納者に対する納付の勧奨（保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例制度（以下「免除等」という。）の申請手続の勧奨を含む。）及び請求、納付の受託等の業務について、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用して国民年金保険料の収納の向上を図ることを目的として、法第14条並びに第15条において準用する第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項に基づき、民間競争入札により民間事業者に委託するものである。

## 2 本事業の基本的な考え方

- (1) 本事業は、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、対象となる国民年金法第88条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を国民年金法第91条に定める納期限（以下「納付期限」という。）内に納付しない者（日本年金機構から保険料滞納者として情報提供される者に限る。以下「滞納者」という。）すべてに対して、それぞれの特性に合わせて文書、電話及び戸別訪問による督促並びに新たな督促手法を適切かつ効果的に組み合わせ実施し、国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保等に関する理解の促進を図ることにより、滞納保険料の納付のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結び付け、保険料収納の向上を図るものである。

(2) 民間事業者は、納付督促の実施に当たり、文書や電話の督促手法により納付に結び付かない滞納者に対して、戸別訪問により納付督促等を行うこととする。その場合、保険料納付の前提となる国民年金加入の意義等の普及啓発を行い、滞納者の状況に応じて口座振替勧奨や免除等申請勧奨を行うことを求めるものである。

なお、文書、電話及び戸別訪問による督促手法は、いずれも必ず実施するものとする。（「電話による督促手法」については、業務に従事する者による案内方法とする。）

(3) なお、滞納者すべてに対してその特性に合わせた納付督促を実施し、保険料納付等に結び付けた場合、その成果を評価し、対価の支払い等を行うものとする。

### 3 対象業務に関する事項

#### (1) 対象業務の内容

滞納者に対する督促に関し、以下の（ア）から（オ）までの業務を包括的に委託する。なお、（ア）及び（イ）の督促業務の実施に当たり、その具体的な手段・手法の詳細については、民間事業者の創意工夫を最大限活用する観点から民間事業者の提案に委ねるものとするが、上記2の本事業の基本的な考え方を踏まえ、従来の実施事業における文書や電話及び戸別訪問による督促実績を参考とし、滞納者の特性に合わせて適切かつ効果的に実施するものとする。

なお、日本年金機構は、滞納者に対して、①納付書の発送（再交付依頼分の対応を含む。）、②学生納付督促ターンアラウンド申請書送付、③免除・若年者納付猶予ターンアラウンド申請書送付、④年金事務所外での納付相談会の開催（納付書を同封した案内状の発送及び会場設営を含む。）について実施する。（④については、民間事業者が主体となり年金事務所と共催するなど、協力して対応することができる。）

※ 強制徴収対象者への納付督促は本事業の対象業務とならない。

※ ターンアラウンド方式による申請勧奨とは、市町村から提供を受けた所得情報や被保険者から事前に登録のあった在学予定期間を基に抽出した者に対して、日本年金機構が定期的かつ機械的に申請書を送付するものである。

#### (ア) 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

民間事業者は、滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない事実の通知、納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨及び請求に関する業務を行う。

ただし、①国民の年金受給権を確保する観点から、滞納者のすべてに対して少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行うことを基本とし、②単に滞納保険料の収納のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結び付くよう、公的年金制度に対する理解や口座振替又はクレジットカード納付（以下「口座振替等」という。）の促進を図ること。

なお、上記①の「滞納者のすべてに対して納付督促を行うこと」とは、必ずしも接触率100%を求めるものではないものである。

#### (イ) 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

民間事業者は滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない理由を確認した結果、所得がない又は極めて低額であるといった経済的な理由である場合、保険料の免除等の制度について丁寧に説明した上で、免除等の申請手続の勧奨に関する業務を行う。（滞納者から免除等申請書の送付依頼があった場合は、民間事業者から送付するものとする。ただし、ターンアラウンド方式による申請書送付は除く。）

なお、免除等申請勧奨業務は、単に収納率を向上させるために実施するものではなく、年金受給権の確保に繋げるために実施するものであることに留意すること。また、滞納者から免除等申請書の提出があった場合は、速やかに管轄する年金事務所へ届けること。

#### (ウ) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

民間事業者は、滞納者から保険料の納付の申出を受けた場合に、国民年金法第92条の3の規定に基づく保険料の納付受託に関する業務を行う。

なお、戸別訪問等により、滞納者から保険料を受託する場合は、民間事業者の領収印を国民年金保険料納付書に押印しなければならない。

#### (エ) 事業報告書等の作成・報告業務

年金事務所が行う業務との連携を確保する観点から、民間事業者は以下の事項について、滞納者の住所を管轄する年金事務所ごとに取りまとめて報告する。

##### ① 督励実施計画

下記（４）（ア）に記載される各期について、民間事業者が提出した企画提案書に基づく滞納者に対する督励実施の行程を月別に示した計画を、各年金事務所に各期の初月中までに報告する。

##### ② 日次報告

保険料の納付の請求に当たり、納付書の再交付が必要となった滞納者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び納付書の作成対象期間について、滞納者の住所を管轄する年金事務所へ速やかに報告する。

##### ③ 週次報告（日報の作成）

戸別訪問による督励についての活動事蹟の日報を、各年金事務所に毎週金曜日（当該日が祝日の場合は翌平日）に報告する。

##### ④ 月次報告

次の内容について、当月分を取りまとめて、（i）（iii）（iv）については滞納者の住所を管轄する年金事務所、（ii）については、滞納者の住所を管轄する事務センター、（v）については受託するすべての年金事務所に翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は翌平日）までに報告する。

（i）保険料の納付督励により口座振替等の申請を約束した者及び保険料の納付督励に対して納付を拒絶した滞納者のうち時効までに保険料の納付を行わないと思料する者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

（ii）滞納者ごとに納付されていない理由の確認並びに保険料の納付督励（保

- 除料の免除等申請手続の勧奨を含む。)を行った滞納者ごとの事蹟
- (iii) (ii) について、滞納者に対する督励等の手法別実施結果の集計及び保険料収納又は免除等申請に結び付いた実績等の分析
  - (iv) 居所不明(戸別訪問時に家屋が存在しない、文書送付したが送達不能の場合)となっている者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
  - (v) 業務に従事する者に対する研修(年金制度、個人情報取扱い、待遇等)の実施状況

#### (オ) 月例打合せ会議等の対応

民間事業者は、各年金事務所が都道府県ごとに毎月開催する打合せ会議に参加し、上記督励実施計画及び月次報告等に基づき、事業進捗結果の分析と今後の取組方針等の対策について報告する。

また、民間事業者は、日本年金機構本部(以下「機構本部」という。)が四半期ごとに開催する事業実施に関するヒアリングにおいて、全体の督励実施計画に基づく事業進捗結果の分析並びに今後の取組方針等の対策について報告する。

なお、民間事業者は、これらの打合せ会議等において、各年金事務所、ブロック本部及び機構本部から事業目的達成に向けた助言、提案、指導があった場合、必要な改善策を講じるものとする。

#### (2) 契約(事業対象)期間

平成24年10月1日から平成26年9月30日までとする。

#### (3) 対象地区(入札単位)及び対象年金事務所

別紙1-1「対象地区等一覧」のとおり、312年金事務所について、23地区を対象地区とする。

#### (4) 事業実施に関して確保されるべき事業の質

##### (ア) 本事業に関する達成目標

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、上記3(1)(ア)及び(イ)について、民間事業者に対して事業の達成目標としての水準(以下「達成目標」という。)及び質の確保としての最低水準(以下「最低水準」という。)を事業対象期間の各期ごと(以下「各期」という。)に設定するものとする。

なお、戸別訪問などの事業の実施に当たっては、

- ・ 滞納者に対して国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保の重要性について、懇切丁寧に説明すること
- ・ 単に保険料納付を勧奨するのみならず、必要に応じて口座振替や免除等勧奨も工夫を凝らして行うこと
- ・ 接触率の向上など効率的な運営に努めること

を求めるものとする。

※ 「各期」

第1期：平成24年10月から平成25年4月まで

第2期：平成25年5月から平成26年4月まで

第3期：平成26年5月から平成26年9月まで

① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

(i) 達成目標の設定

各年金事務所が目標として定める納付率を達成するために、滞納者が納付する必要のある納付月数を、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料、過年度1年目保険料、過年度2年目保険料）に応じて設定し、これを達成目標とする。（別紙2-1参照）

[現年度保険料の達成目標の設定の考え方]

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

[過年度1年目保険料の達成目標の設定の考え方]

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数及び現年度達成目標を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

[過年度2年目保険料の達成目標の設定の考え方]

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数、現年度達成目標及び過年度1年目達成目標を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

(ii) 最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、現年度保険料及び各過年度保険料の納付月数について最低水準を設定する。最低水準は、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料、過年度1年目保険料、過年度2年目保険料）に応じて設定する。（別紙2-1参照）

[現年度保険料の最低水準の設定の考え方]

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除き、99.5%を乗じた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

〔過年度 1 年目保険料の最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数及び現年度最低水準を除き、99.5%を乗じた月数とする。

(詳しくは、別紙 2-2 及び達成目標等算出表参照)

〔過年度 2 年目保険料の最低水準の設定の考え方〕

金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数、現年度最低水準及び過年度 1 年目最低水準を除き、99.5%を乗じた月数とする。

(詳しくは、別紙 2-2 及び達成目標等算出表参照)

(iii) 業務改善指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回る事が明らかになったと判断した場合には、下記 8 (1) (ウ) に基づき、民間事業者に対して業務改善指示を行うことができる。

② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

(i) 達成目標の設定

免除等申請手続のうち、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予について、年金事務所ごとに、各期に免除等の承認見込み件数(以下「免除等承認件数」という。)を設定し、これを達成目標とする。(別紙 2-1 参照)

〔達成目標の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の年度末第 1 号被保険者数に、目標免除率(申請全額免除承認率+若年者納付猶予承認率+学生納付特例承認率)を乗じたものに、さらに 128.77%を乗じた件数とする。

(詳しくは、別紙 2-2 及び達成目標等算出表参照)

(ii) 最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、年金事務所ごとに、各期に最低水準を設定する。(別紙 2-1 参照)

〔最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の年度末第 1 号被保険者数に、最低水準免除率(申請全額免除承認率+若年者納付猶予承認率+学生納付特例承認率)を乗じたものに、さらに 128.77%を乗じた件数とする。

(詳しくは、別紙 2-2 及び達成目標等算出表参照)

(iii) 業務改善指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回ること



が明らかになったと判断した場合には、下記8（1）（ウ）に基づき、民間事業者に対して業務改善指示を行うことができる。

なお、上記①及び②により設定した第2期及び第3期の達成目標及び最低水準については、設定の基礎となる被保険者数の減少に基づき、設定を見直すものとする。なお、これに伴う委託費の変更は伴わない。

また、民間事業者は、民間事業者の責めに帰さない不測の事態等により達成目標及び最低水準の設定を見直す必要があると判断した場合は、日本年金機構に協議することができるものとする。

#### （イ）納付受託業務及び報告業務

納付受託業務及び報告業務については、適用される法令、実施要項及び契約の規定等に従って適切に行うこと。

#### （ウ）委託費

##### ① 委託費の支払い

委託費については、落札金額を上記3（2）の契約期間の月数で除して得た額（100円未満の端数が生じた場合は切り上げし、最終支払時に調整するものとする）を毎月支払うものとする。

##### ② 事務所別・期別・保険料の種別基本額の増額及び減額措置

上記①の委託費を、事務所ごとの達成目標別・期別に按分し（以下「各期別委託費」という。）、上記（ア）①及び②の達成目標の割合に応じて按分した基本額（以下「事務所別基本額」という。）について、次の（i）及び（ii）のとおり増額又は減額の措置を講ずるものとする。

[事務所別基本額の設定の考え方]

各期別委託費（第1期から第3期） = 委託費 × 各期（上記3（4）（ア）に示す第1期から第3期）に係る月数／事業対象期間に係る月数

・滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

① 事務所別基本額（現年度） = 各期別委託費 × 2／3 × 現年度保険料達成目標／（現年度保険料達成目標＋過年度1年目保険料達成目標＋過年度2年目保険料達成目標）

② 事務所別基本額（過年度1年目） = 各期別委託費 × 2／3 × 過年度1年目保険料達成目標／（現年度保険料達成目標＋過年度1年目保険料達成目標＋過年度2年目保険料達成目標）

③ 事務所別基本額（過年度2年目） = 各期別委託費 × 2／3 × 過年度2年目保険料達成目標／（現年度保険料達成目標＋過年度1年目保険料達成目標＋過年度2年目保険料達成目標）

・滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

事務所別基本額（免除等勧奨） = 各期別委託費 × 1／3

なお、免除等承認件数の達成目標の各期達成状況は、第1期においては平成

25年3月末時点、第2期においては平成26年3月末時点、第3期においては平成26年9月末時点における、それぞれの実績値とする。

(i) 達成目標を超過した場合の増額

すべての達成目標について、それぞれ超過した割合0.1%ごとに、0.1%を事務所等別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

(ii) 達成目標に達しなかった場合の減額

(a) 最低水準に達している場合

各達成目標について、それぞれ未達の割合0.1%ごとに、0.05%を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。

(b) 最低水準に達していない場合

各達成目標について、それぞれ未達の割合0.1%ごとに、0.1%を各事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。また、減額する額は各期に支払われる委託費の50%を限度とする。

③ 口座振替等の獲得業務に係る成功報酬及び加算措置

滞納者に対して、口座振替等の勧奨を行った上で、翌々月の末日までに新規に口座振替等となった件数1件につき、2,000円(税込み)を成功報酬として支払うものとし、併せて12か月相当に換算した月数を現年度の納付月数に加算することとする。

④ 戸別訪問による電話番号整備に係る成功報酬

滞納者に対して戸別訪問を実施した結果、下記(6)(ア)による滞納者情報に電話番号情報が収録されていない者について、電話番号が判明した件数1件につき、100円(税込み)を支払うものとする。

## (5) 事業実施体制

- ① 本事業を実施するため、民間事業者は、地域責任者、総括責任者及び従事人員について、必要な体制を整備すること。(地域責任者については、年金事務所との月例打合せを担当して各地域の事業実施を把握することとし、総括責任者については、受託業務全体の実施方針等を総括的に把握すること。なお、地域責任者は、同一県内の他の年金事務所を担当する地域責任者との兼務を可とする。)

※ 日本年金機構においては、民間事業者の各責任者への対応について、地域責任者の窓口は年金事務所国民年金課長(具体的な督促手法や滞納者情報等を管理)及びブロック本部適用・徴収(業務)支援部長(ブロック内の各年金事務所の事業進捗状況を横断的に管理)、総括責任者の窓口は機構本部国民年金部長(全体の事業進捗状況を管理)とする。

- ② 民間事業者は、納付督促等の業務を実施するに当たり、戸別訪問を担当する従事者を、各年金事務所ごとに定めた必須配置数(別紙1-2「年金事務所別対象区域・戸別訪問従事者必須配置数等一覧」参照)以上設置すること。

なお、上記必須配置数は、滞納者に対する納付督促及び免除等申請手続の勧奨等

業務の実施に最低限必要な人員として常勤職員に換算した員数で設定したものであり、民間事業者は、対象地区の地域特性を考慮して業務の適切な実施に必要なとなる十分な人員の配置に最大限取り組むものとする。

- ③ 事業の実施に当たり、設備、環境等はすべて民間事業者が用意するものとする。ただし、民間事業者に使用させることができる物品は下記6のとおりとする。

## (6) 民間事業者に提供する情報等

### (ア) 滞納者の情報

機構本部は、滞納者に係る情報を原則として毎週、磁気媒体により民間事業者に対して提供する。

提供する情報の範囲は、以下に示す①から③までのとおりとする。

- ① 被保険者の基本情報（被保険者の氏名、住所、生年月日など）
- ② 被保険者の国民年金に係る納付記録（過去25カ月間の保険料納付状況及び免除等承認状況）、加入記録など
- ③ 被保険者に対する督励の事蹟

注1 新規滞納者については、事象発生の翌週又は翌々週に提供される情報に反映される。

注2 強制徴収対象者については、本事業の対象とならないため、提供される情報には含まれない。

併せて、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置及び金銭登録機により、事業に必要な範囲内で情報を提供する。

### (イ) 保険料の免除等勧奨対象者の情報

機構本部は、滞納者が免除等勧奨対象者である場合は、その旨を付記して民間事業者に対して提供する。

### (ウ) 年金事務所ごとの納付状況及び免除等承認状況

機構本部は、毎月1回、納付対象月数に対する納付月数及び保険料の免除等が承認された件数の情報を、年金事務所ごとに一覧表形式で民間事業者に対して提供する。

### (エ) その他各種情報等

機構本部、ブロック本部及び年金事務所は、民間事業者が行う納付督励スケジュールに合わせて、下記のスケジュールや参考となる各種統計情報等について随時提供する。

- ・ 納付書発送スケジュール（機構本部が納付書を発送する日程及び対象者）
- ・ 催告状発送スケジュール（各年金事務所が催告状を発送する日程及び対象者）
- ・ 免除等申請書未提出者情報（免除等承認期限が経過する前にあらかじめ申請書を送付する対象者など、各年金事務所を選定した者）

## (7) 日本年金機構と民間事業者との連携・協力

日本年金機構と民間事業者は、上記情報提供等を軸に、機構本部、ブロック本部及び年金事務所と民間事業者の連携を図るとともに、日本年金機構は、機構本部、ブロック本部及び年金事務所において民間事業者の事業実施状況の把握と分析を行い、必要に応じて助言、提案、指導を行うなど、双方が協力して国民年金保険料の納付状況の改善・向上に取り組む体制を構築するものとする。

## 4 受託者選定に関する事項

### (1) 民間競争入札に参加する者に必要な参加資格

(a) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

(ア) 法第15条において準用する第10条各号に該当する者。

(イ) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。

(ウ) 日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年（日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

i 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

ii 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

iii 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

iv 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

v 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

vi 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(b) 次の資格を満たす者であること。

(ア) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、入札実施区域における「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

(イ) 当該業務を確実に実施できる者であること。

(ウ) 役員、大株主等実質的に経営権を有する者及び従業員等が暴力団その他の反社会的勢力と取引をしているなどの関連がない者であること。

(ウ) 過去3年以内に以下の各号のいずれかの事実には該当していない者、又は該当する者であって、その状況が改善されていると認められる者であること（ただし、日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている期間中の者を除く）。

i 重大な法令違反を行った

ii 監督官庁から行政処分を受けた

iii その他重大な不祥事を起こした

- (エ) 取締役会等の意思決定機関の構成員のうち、厚生労働省、旧社会保険庁及び日本年金機構の職員であった者が過半数（独立行政法人又は公益法人においては3分の1）を占めていない者であること。
- (オ) 日本年金機構から競争参加資格停止措置、又は国から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (カ) 個人情報適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者又はISO/IEC27001:2005 又はJISQ27001:2006 認証取得事業者であること。
- (キ) 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）又は船員保険の適用を受け、かつ、直近2年間について保険料の滞納がない者であること。厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者であること。
- (ク) 当該業務に、直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者を従事させることができる者であること。
- (ケ) 下記（3）（イ）について、別紙1-1に示す同一ブロック内に複数の対象地区がある場合、当該ブロック内において一つの地区を除く他のすべての地区を落札していないこと。
- (コ) ジョイント・ベンチャー（共同企業体）の入札について
- ① 単独で本業務の内容のすべてが担えない場合には、適正に業務を遂行できるジョイント・ベンチャー（共同企業体）で参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までジョイント・ベンチャー（共同企業体）を結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。なお、同一の対象地区において、代表企業及びグループ企業が他のジョイント・ベンチャー（共同企業体）に参加、又は単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、ジョイント・ベンチャー（共同企業体）結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。
  - ② 代表企業及びグループ企業すべてが上記（a）及び（b）の条件を満たすこと。

## （2）民間競争入札に参加する者の募集

### （ア）入札実施手続

#### ① 入札の単位

入札は、別紙1-1「対象地区及び対象年金事務所一覧」に示す9ブロックについて、23の「対象地区」を入札単位とする。

#### ② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）及び上記（1）の入札参加資格に関する書類を提出するものとする。

### ＜入札書の内容＞

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、上記3（2）に示す契約（事業対象）期間において、対象地区内の各年金事務所の各期ごとの達成目標を達成するために企画提案した施策の実施に必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備するものとし、これらの費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとし、これを記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。）

併せて、経費の積算内訳書を添付すること。

### ＜企画提案書の内容＞

入札参加者が提出する企画提案書には、上記3（4）（ア）に示す各期における本事業の対象地区内の各年金事務所の達成目標を達成するための企画提案の内容として、次の事項について記載すること。（詳細については、別紙3「総合評価基準（技術評価）」のとおりとする。）

（i）基本的考え方

（ii）実施体制

a 組織体制

b 運営管理

（iii）入札参加者の業務経験

（iv）滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務（免除等申請手続勧奨）業務

a 実施する施策の内容及び実施体制（人員体制等）

b 事業スケジュール

c 事業（達成）目標

（v）被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務  
納付受託業務の実施内容

### ＜企画提案書の添付資料の内容＞

企画提案書の添付資料は、次のとおりとする。

（i）企画提案書内容整理表

（注）企画提案書に記載された内容の要約版を作成すること。

（ii）実施体制（組織体制、再委託等）に関する概念図

（iii）民間事業者の概要に関する資料

a 民間事業者の概要に関する資料

b 過去に本事業における各施策の全部又は一部に有効であると考えられる業務に携わったことがある場合は、その業務内容及び期間

### （イ）民間競争入札に係るスケジュール（予定）

① 入札公告 平成24年5月上旬頃

② 入札説明会 平成24年5月下旬頃

③ 入札説明会後の質問期限 平成24年6月上旬頃

※ 質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なもの

を除き公表する。

- |  |            |
|--|------------|
| ④ 企画提案書提出期限                              | 平成24年6月中旬頃 |
| ⑤ 評価委員会（企画提案書の評価）及び<br>入札参加者によるプレゼンテーション | 平成24年6月下旬頃 |
| ⑥ 入札書提出期限                                | 平成24年6月下旬頃 |
| ⑦ 開札                                     | 平成24年6月下旬頃 |
| ⑧ 契約の締結                                  | 平成24年7月上旬頃 |

### （3）落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定

国民年金保険料の収納事業を実施する者（以下この項において「落札者」という。）の決定は、総合評価の方式をもって競争入札により落札者を決定する。

#### （ア）評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、達成目標の実現に向けた方針及び具体的な提案等が本事業の目的に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、手法及び実施数に関し、より具体的であり効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

評価は、機構本部に機構役職員と学識経験者などの外部委員で構成する評価委員会を設置し、決定するものとする。

企画提案書の評価基準は、別紙3「総合評価基準（技術評価）」のとおりとする。

#### （イ）落札者の決定

- ① （1）の入札参加資格を満たした入札参加者について、上記（ア）の評価方法において必須とされた項目の要件を満たした提案に対し、予定価格の制限の範囲内である者のうち、企画提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高1200点。以下「技術評価点」という。）と、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じ、400を乗じて得た数値（以下「価格評価点」という。）の合計点数（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者として決定する。

※ 計算式

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(1200点満点)                      (400点満点)

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるか否かについて調査し、その結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを

引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。
- ④ 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内である入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、これによっても落札者となるべき者が決定しない場合には、必要に応じ入札条件の見直しを行った上で、再度の公告と入札を行うものとする。

## 5 従来の実施状況に関する情報の開示

上記3(2)に示す契約(事業対象)期間に係る本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に必要な事項は、別紙4のとおりである。

## 6 民間事業者に使用させることができる物品

- (1) 民間事業者が、本事業を行うために滞納者の納付状況を確認する場合及び滞納者の個人情報を持行する場合には、民間事業者の要請に基づき、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置及び金銭登録機を無償で貸与できるものとする。
- (2) 民間事業者が、上記(1)の物品の貸与を受ける場合にあつては、「物品貸与申出書」を作成し、日本年金機構の承認を得なければならない。
- (3) 民間事業者は、上記(2)により使用を認められた物品については、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。
- (4) 民間事業者は、貸与された物品について、民間事業者の責めに帰すべき事由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを賠償するものとする。
- (5) 上記(2)により使用を認められた物品については、契約期間の満了、契約の解除及び貸与の必要がなくなった場合等において、「物品返却通知書」を作成し、速やかに日本年金機構に返却しなければならない。

## 7 民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例

- (1) 民間事業者が滞納者に対して実施する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条の規定は適用しない。



- (2) 本事業を実施する民間事業者は、国民年金法第92条の3第1項第2号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第3項から第5項まで並びに同法第92条の4及び第92条の5の規定を適用する。

<b>8 民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等</b>
--

(1) 報告事項等

(ア) 事故報告

民間事業者は、本事業の実施において、事故が発生したときは、速やかに日本年金機構に報告しなければならない。

また、事業実施に関して、個人情報や機密情報等の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したときは、直ちに発生した事象等の詳細を日本年金機構に報告しなければならない。

(イ) 調査

- ① 日本年金機構は、法第26条の規定に基づき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本事業の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所及び実施施設に立ち入り、本事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする日本年金機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

- ② 日本年金機構は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、本事業の実施状況を公表することができる。
- ③ 上記①に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、法第55条及び第56条の規定により罰則が適用される。

(ウ) 品質保持

日本年金機構は、委託業務の品質を保持するため、民間事業者に対して滞納者を実施した納付督促（免除等申請手続の勧奨業務を含む。）の実施内容について、その事蹟の提出を求めることができる。なお、民間事業者は、日本年金機構から求めがあった場合は、これに応じなければならない。

なお、日本年金機構は、更なる確認等が必要と認められる場合は、上記（イ）の調査を行うものとする。

(エ) 指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合及び企画提案書に基づく督励実施計画の実施状況等について、民間事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、日本年金機構からの指示は、国民年金部長から契約受託者に対し、また、ブロック本部適用・徴収（業務）支援部長から地域責任者に対し行うものとする。

## **（２）秘密の保持等**

### **（ア）個人情報の取扱い等**

- ① 民間事業者は、日本年金機構から提供された滞納者の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。  
また、当該個人情報については、本事業以外の目的のために使用してはならない。
- ② 民間事業者は、滞納者の個人情報を携行する場合には、日本年金機構が貸与する金銭登録機を使用するか、又はパスワード等によるセキュリティが確保された情報端末を利用することとし、紙媒体等による個人情報を携行してはならない。
- ③ 民間事業者は、本事業の実施期間中に作成した個人情報の複写複製物等について、委託期間終了後速やかに、当該個人情報の復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄等を行わなければならない。

### **（イ）秘密の保持**

民間事業者において、本事業に従事している者又は従事していた者は、本事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条の規定により罰則が適用される。

## **（３）法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置**

### **（ア）禁止行為等**

民間事業者において、本事業に従事する者は、次の事項に該当する行為をしてはならない。

- ① 人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。また、滞納者の同意なしに、21時から8時までの間は電話や訪問等の督励行為を実施してはならない。
- ② 偽りその他不正の手段を用いる行為をしてはならない。
- ③ 滞納者以外の者に対して、滞納者の保険料の納付督励（免除等申請手続の勧奨を含む。）をしてはならない。
- ④ 滞納者に対して、貸金業者等から金銭の借入れ等による資金調達の要求を行う行為をしてはならない。
- ⑤ 本事業以外の業務に使用するために滞納者の個人情報を収集又は使用する

行為をしてはならない。

- ⑥ 滞納者に対して、本事業の内容を構成しない商品その他のサービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。
- ⑦ 滞納者から金品、手数料若しくは報酬を徴収又は滞納者に対して金品等を与えることをしてはならない。
- ⑧ 滞納者に対して、本事業以外の他の事業活動を行ってはならない。

#### (イ) 従事者及び納付受託領収印の報告等

民間事業者は、本事業に従事する者について、あらかじめ氏名、住所及び国民年金の未加入及び保険料の滞納期間がないことを証する書類等を徴して日本年金機構に報告し、日本年金機構の確認を得た上で業務に従事させるものとする。また、上記3(1)(ウ)の業務を行う際に使用する保険料の納付受託領収印について、あらかじめ使用する従事者ごとに日本年金機構に報告するものとする。

#### (ウ) 身分を示す証明書の提示

民間事業者は、本事業に従事する者が、戸別訪問や納付相談会等、面接の方法により滞納者に対して保険料の納付督促（免除等申請手続の勧奨を含む。）を行うに当たっては、日本年金機構理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

#### (エ) 委託事業の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。なお、民間事業者が本事業を開始する際、日本年金機構は、上記3(6)(ア)及び(イ)の滞納者等の情報及び(エ)のスケジュール等を事業開始日前に提供することとする。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ日本年金機構の承認を受けなければならない。
- ③ 日本年金機構及び民間事業者は、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本事業の中止、停止又は一部停止する必要があると認められる場合は、協議することができる。

#### (オ) 帳簿の作成及び保存

民間事業者は、本事業に係る会計に関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

#### (カ) 権利の譲渡等

- ① 民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。
- ③ 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ日

本年金機構の承認を受けなければならない。

#### (キ) 再委託

- ① 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則としてあらかじめ企画提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について記載するものとする。
- ③ 民間事業者は、委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う必要がある場合には、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について、日本年金機構の承認を得るものとする。
- ④ 民間事業者は、上記②又は③により再委託を行う場合には、民間事業者が日本年金機構に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記（２）及び（３）に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 上記②から④に基づき、民間事業者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

#### (ク) 委託内容の変更

日本年金機構及び民間事業者は、本事業の更なる質の向上を図る必要があること、その他やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない。（ただし、上記３（４）（ア）による被保険者数の減少に基づく達成目標及び最低水準の設定の見直しを除く。）

#### (ケ) 督励実施計画の変更

民間事業者は、第２期以降の上記３（１）（エ）④について、本事業の実施状況や達成目標の実績等を踏まえ、より効果的な督励手法や実施件数等について、日本年金機構の承認を得て変更することができるものとする。

#### (コ) 契約の解除

日本年金機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、法第２０条第１項の契約を解除することができる。

- ① 法第２２条第１項第１号イからチ又は同項第２号のいずれかに該当するとき
- ② 法第３３条第９項第１号から第４号及び第５号イからハのいずれかに該当するとき

- ③ 暴力団員の業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- ④ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき
- ⑤ 上記（ア）に定める禁止行為を行ったとき
- ⑥ 上記（ウ）に定める身分を示す証明書の提示に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき
- ⑦ 上記（オ）に定める帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき
- ⑧ 国民年金法第92条の4第2項又は第92条の5第2項の規定による納付受託業務に係る報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ⑨ 国民年金法第92条の5第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
- ⑩ 国民年金法第92条の5第3項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
- ⑪ 上記8（1）（ウ）に定める指示に対し、一定期間において最低水準を下回る場合及び正当な理由なく指示に従わない場合等、業務の改善が見られない場合等に、当該契約の事業全体の状況を考慮した上で必要と判断されたとき

#### （サ）委託契約解除時の取扱い

上記（コ）に該当し、契約を解除した場合の取扱いは下記によることとする。

- ① 日本年金機構は民間事業者に対し、当該解除の日までの期間にかかる委託費を支給する。
- ② この場合、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として日本年金機構の指定する期間内に納付しなければならない。
- ③ 日本年金機構は民間事業者が上記②の金額を日本年金機構の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ④ 日本年金機構は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

### 9 民間事業者が本事業の実施により、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項

民間事業者又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により、本事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、

- ① 日本年金機構が当該第三者に対する賠償を行ったときは、日本年金機構は民間事

業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について日本年金機構の責めに帰すべき事由が存在する場合は、日本年金機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

- ② 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について日本年金機構の責めに帰すべき事由が存在するときは、民間事業者は日本年金機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができることとする。

## 10 事業に係る評価に関する事項

### (1) 事業の実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、本事業の実施状況については、各期終了時点における状況を委託者が調査するものとする。

### (2) 調査の実施方法

民間事業者がそれぞれ実施した国民年金保険料の収納事業の実施状況について調査を行うものとする。

### (3) 調査項目

- (ア) 国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数
- (イ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の実施件数
- (ウ) 全滞納者への督促の実施状況
- (エ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の効果
- (オ) 事業の運営に要した費用

### (4) 比較

上記(3)の調査項目について、民間事業者に本事業を委託する以前の年金事務所又は民間事業者と比較を行うこととする。なお、比較方法については、被保険者数の増減等各地域の差にも配慮しつつ、検討を行う。

## 11 その他事業の実施に関し必要な事項

### (1) 事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

民間事業者の事業実施状況については、上記8(1)(ア)の報告等を踏まえ、3(4)(ア)の各期ごとに取りまとめて、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）へ報告するとともに、公表することとする。

また、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、年度ごとに監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入

検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

(ア) 本事業の契約に係る監督は、国民年金部長が自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(イ) 本事業の実施状況に係る監督は、上記8(1)(イ)①により行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

(ア) 本事業に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(イ) 民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、同院から直接又は日本年金機構を通じて資料・報告等の提出を求められ、質問を受けることがある。

(別紙1-1)対象地区等一覧

ブロック	項番	対象地区名	都道府県名	対象	合計	滞納者数 (H22末時点)
				年金事務所数		
北海道	1	北海道地区	北海道	16事務所	16事務所	416,566人
東北	2	東北①地区	青森	4事務所	13事務所	274,397人
			岩手	5事務所		
			秋田	4事務所		
東北	3	東北②地区	宮城	6事務所	17事務所	428,244人
			山形	5事務所		
			福島	6事務所		
北関東信越	4	北関東信越①地区	茨城	5事務所	10事務所	418,321人
			栃木	5事務所		
	5	北関東信越②地区	埼玉	8事務所	8事務所	591,399人
	6	北関東信越③地区	群馬	5事務所	20事務所	399,795人
新潟			8事務所			
南関東	7	南関東①地区	千葉	7事務所	7事務所	490,436人
			東京(東部)	23事務所		
	9	南関東③地区	東京(西部)	5事務所	8事務所	396,609人
			山梨	3事務所		
10	南関東④地区	神奈川	13事務所	13事務所	675,583人	
中部	11	中部①地区	富山	4事務所	19事務所	358,374人
			石川	4事務所		
			岐阜	6事務所		
			三重	5事務所		
12	中部②地区	静岡	9事務所	9事務所	254,703人	
13	中部③地区	愛知	16事務所	16事務所	494,837人	
近畿	14	近畿①地区	福井	3事務所	15事務所	393,819人
			滋賀	3事務所		
			京都	6事務所		
			奈良	3事務所		
	15	近畿②地区	大阪(北部)	12事務所	12事務所	409,764人
	16	近畿③地区	大阪(南部)	9事務所	12事務所	425,940人
和歌山			3事務所			
17	近畿④地区	兵庫	10事務所	10事務所	383,738人	
中国	18	中国①地区	鳥取	3事務所	12事務所	182,627人
			島根	3事務所		
			岡山	6事務所		
	19	中国②地区	広島	8事務所	14事務所	250,084人
山口			6事務所			
四国	20	四国地区	徳島	3事務所	15事務所	236,125人
			香川	3事務所		
			愛媛	5事務所		
			高知	4事務所		
九州	21	九州①地区	福岡	11事務所	18事務所	547,857人
			佐賀	3事務所		
			長崎	4事務所		
	22	九州②地区	熊本	5事務所	19事務所	419,698人
			大分	4事務所		
			宮崎	4事務所		
			鹿児島	6事務所		
23	九州③地区	沖縄	6事務所	6事務所	181,160人	



(別紙1-2)年金事務所別対象区域・訪問従事者必須配置数等一覧

1. 北海道地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
北海道	北海道	札幌東	札幌市のうち東区、白石区、豊平区	62,403人	83,457km <sup>2</sup>	6	5名
		札幌西	札幌市のうち中央区、南区	32,653人			3名
		函館	函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二世郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠郡	40,906人			3名
		旭川	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 上川郡(帯広年金事務所管内の地域を除く。) 空知郡(岩見沢及び砂川 年金事務所管内の地域を除く。) 勇払郡のうち占冠村 中川郡(帯広年金事務所管内の地域を除く。)	36,138人			3名
		釧路	釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 野付郡 標津郡 目梨郡	28,517人			2名
		岩見沢	岩見沢市 夕張市 美幌市 三笠市 空知郡のうち南幌町 夕張郡 樺戸郡のうち月形町	10,258人			1名
		室蘭	室蘭市 登別市 伊達市 虻田郡のうち豊浦町及び洞爺湖町 有珠郡	11,463人			1名
		小樽	小樽市 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡(室蘭年金事務所管内の地域を除く。) 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古 平郡 余市郡	15,116人			2名
		北見	北見市 網走市 紋別市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡	22,308人			2名
		帯広	帯広市 河東郡 上川郡のうち新得町及び清水町 河西郡 広尾郡 中川郡のうち幕別町、池田町、豊頃町及 び本別町 足寄郡 十勝郡	23,468人			2名
		砂川	砂川市 芦別市 赤平市 滝川市 歌志内市 深川市 空知郡のうち奈井江町及び上砂川町 樺戸郡(岩見沢 年金事務所管内の地域を除く。) 雨竜郡	7,626人			1名
		稚内	稚内市 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡	4,793人			1名
		留萌	留萌市 増毛郡 留萌郡 苫前郡	2,538人			1名
		苫小牧	苫小牧市 白老郡 勇払郡(旭川年金事務所管内の地域を除く。) 沙流郡 新冠郡 浦河郡 樺似郡 幌泉郡 日高郡	22,977人			2名
		札幌北	札幌市のうち北区、西区、手稲区 石狩市 石狩郡	56,826人			4名
新さっぽろ	札幌市のうち厚別区、清田区 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市	38,576人	3名				
1県			416,566人	83,457km <sup>2</sup>	6	36人	

2. 東北①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
東北	青森	青森	青森市 東津軽郡 上北郡のうち野辺地町、七戸町及び東北町	27,743人	9,645km <sup>2</sup>	0	2名
		八戸	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡のうち六戸町及びおいらせ町 三戸郡	38,562人			3名
		弘前	弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡	44,100人			3名
		むつ	むつ市 上北郡のうち横浜町及び六ヶ所村 下北郡	9,156人			1名
	岩手	盛岡	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	31,567人	15,279km <sup>2</sup>	0	3名
		一関	一関市 大船渡市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡	23,087人			2名
		宮古	宮古市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡	11,774人			1名
		二戸	二戸市 久慈市 九戸郡 二戸郡	9,778人			1名
		花巻	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	14,884人			1名
	秋田	秋田	秋田市 男鹿市 潟上市 山本郡のうち三種町 南秋田郡	26,968人	11,636km <sup>2</sup>	0	2名
		鷹巣	北秋田市 能代市 大館市 鹿角市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡(秋田年金事務所管内の地域を除く。)	12,670人			1名
		大曲	大仙市 横手市 湯沢市 仙北市 仙北郡 雄勝郡	18,347人			2名
		本荘	由利本荘市 にかほ市	5,761人			1名
3県			274,397人	36,560km <sup>2</sup>	0	23人	

(別紙2-1) 年々事務所別達成目標等一覽

項目	入力地区	ブロック名	郵便振替名	年々事務所名	第1期(平成24年10月～平成25年4月)										第2期(平成25年5月～平成26年4月)										第3期(平成26年5月～平成26年9月)									
					達成目標			基本水準			達成目標			基本水準			達成目標			基本水準			達成目標			基本水準								
					前年度	前年度1年目	前年度2年目	前年度	前年度1年目	前年度2年目	前年度	前年度1年目	前年度2年目	前年度	前年度1年目	前年度2年目	前年度	前年度1年目	前年度2年目	前年度	前年度1年目	前年度2年目	前年度	前年度1年目	前年度2年目	前年度	前年度1年目	前年度2年目	前年度	前年度1年目	前年度2年目			
1	北海道地区	北海道		札幌支所	39,194	14,471	10,218	10,218	7,931	13,002	6,023	42,779	46,935	57,200	26,702	41,403	18,388	78,475	83,108	29,846	12,739	59,239	28,424	18,388	78,475	83,108	29,846	12,739	59,239	28,424				
				札幌支所	21,889	8,655	6,056	6,056	4,360	7,009	33,172	41,915	22,005	23,334	27,734	33,715	16,098	22,550	9,897	43,861	48,196	16,461	7,625	35,249	16,461	43,861	48,196	16,461	7,625	35,249	16,461			
				函館	26,763	10,996	8,001	7,577	22,865	7,697	5,761	7,426	41,902	51,046	27,997	24,558	31,487	40,333	20,433	59,932	23,801	12,750	55,156	59,932	40,333	20,433	59,932	23,801	12,750	55,156	59,932	40,333		
				旭川	26,266	10,765	7,845	8,101	24,721	7,536	5,649	7,650	38,132	50,724	27,732	28,225	33,895	41,909	20,385	10,894	51,229	25,266	10,894	51,229	18,302	9,174	45,111	11,161	63,335	30,477	17,316	10,440		
				岩手支所	9,153	3,952	2,872	2,765	7,794	2,068	2,068	2,110	14,414	18,024	10,301	8,960	10,866	14,028	7,804	8,612	4,406	19,166	21,161	6,260	2,892	14,026	16,145	5,902	6,260	2,892	14,026	16,145		
				室蘭	8,570	3,255	2,379	2,782	7,424	2,276	1,713	2,784	13,320	16,095	8,351	8,993	10,719	12,866	6,130	8,669	4,009	17,322	18,611	6,267	2,756	12,991	14,612	5,995	6,267	2,756	12,991	14,612		
				小樽	11,931	4,426	3,242	3,514	4,279	3,088	2,334	3,449	17,879	22,174	11,413	11,735	14,839	18,020	8,933	23,386	25,734	7,938	4,016	18,699	20,715	7,513	4,016	18,699	20,715	7,513	4,016	18,699		
				北見	15,984	7,673	5,582	4,279	14,923	5,371	4,019	4,183	23,730	32,789	19,919	13,007	14,979	13,293	32,564	38,669	9,746	5,338	26,799	31,218	9,110	5,338	26,799	31,218	9,110	5,338	26,799	31,218		
				帯広	20,138	8,827	6,386	4,279	14,923	5,371	4,019	4,183	23,730	32,789	19,919	13,007	14,979	13,293	32,564	38,669	9,746	5,338	26,799	31,218	9,110	5,338	26,799	31,218	9,110	5,338	26,799	31,218		
				苫小牧	6,662	2,945	2,192	2,235	5,981	2,061	1,500	2,211	10,453	13,289	7,679	7,495	7,652	10,266	5,668	7,027	3,208	14,024	15,628	5,082	2,071	10,161	12,061	4,816	5,082	2,071	10,161	12,061		
				札幌	4,121	2,068	1,438	829	3,479	1,448	1,035	805	6,518	8,208	5,407	7,277	4,782	6,422	3,995	2,573	1,968	8,757	9,796	1,934	1,287	6,335	7,555	1,774	1,934	1,287	6,335	7,555		
				釧路	2,227	797	616	509	1,922	588	443	409	3,456	4,147	2,074	1,651	2,849	3,282	1,930	1,566	1,045	4,485	4,824	1,154	717	3,373	3,796	1,097	1,154	717	3,373	3,796		
				苫小牧	14,714	6,277	4,523	4,394	12,577	4,394	3,257	3,741	23,003	28,630	16,014	12,426	17,844	22,350	11,731	11,880	7,046	30,560	33,391	8,699	4,667	22,480	23,922	8,149	8,699	4,667	22,480	23,922		
				札幌北	42,710	15,233	10,819	10,202	37,401	10,663	7,780	12,883	65,838	77,295	38,798	42,954	51,280	61,690	28,402	41,295	19,790	84,386	89,092	29,710	13,979	64,311	70,559	28,277	29,710	13,979	64,311	70,559		
				札幌北	32,680	10,914	7,748	10,843	29,320	7,640	5,278	10,078	49,414	57,905	27,984	34,981	40,200	46,761	20,516	33,838	14,621	62,731	66,050	24,322	10,880	49,563	53,205	23,258	24,322	10,880	49,563	53,205		
				新さっぽろ	22,794	7,947	6,063	6,666	19,868	5,563	4,360	6,542	34,440	41,069	20,364	21,534	26,730	32,741	15,110	20,802	9,630	44,414	47,216	15,114	6,861	33,739	37,307	14,800	15,114	6,861	33,739	37,307		
				青森	31,681	11,771	9,043	10,971	28,654	8,240	6,511	10,799	45,347	59,264	30,413	35,004	43,990	50,855	22,302	34,504	12,340	60,312	68,406	10,241	50,422	55,927	23,705	22,302	34,504	12,340	60,312	68,406		
				八戸	6,176	2,423	1,888	1,574	5,298	1,696	1,359	1,542	9,491	11,790	6,249	5,132	7,127	9,240	4,560	4,927	2,740	12,544	13,664	3,596	1,830	9,272	10,650	3,385	3,596	1,830	9,272	10,650		
				弘前	30,843	11,166	8,183	6,200	27,368	7,830	5,891	6,102	47,517	53,799	27,706	21,001	37,889	43,461	20,360	20,153	14,528	59,059	60,892	14,537	10,511	45,985	48,862	14,051	14,537	10,511	45,985	48,862		
				むつ	22,498	8,274	6,079	3,882	19,924	5,792	4,377	3,770	34,704	39,656	20,368	13,057	27,879	31,844	15,134	12,451	10,622	44,726	47,426	9,315	7,655	33,575	35,842	8,681	9,315	7,655	33,575	35,842		
一関	10,844	3,797	2,766	2,118	9,644	2,658	1,984	2,074	16,071	18,750	9,429	7,141	13,949	15,201	6,935	6,650	5,068	20,647	21,202	5,066	3,705	16,145	17,060	4,776	5,066	3,705	16,145	17,060						
岩手	10,445	3,790	2,922	1,809	9,225	2,646	2,104	1,767	16,481	18,491	9,426	6,117	12,769	14,880	6,944	4,951	20,193	21,004	4,364	3,544	15,613	16,790	10,868	11,679	12,769	14,880	6,944	4,951						
花巻	19,609	4,725	3,590	2,987	12,116	3,315	2,566	2,331	20,063	23,488	11,729	8,727	16,772	19,025	8,919	8,360	6,375	25,846	26,472	6,213	4,655	20,248	21,322	5,829	6,213	4,655	20,248	21,322						
秋田	23,707	7,633	6,455	5,039	20,672	5,343	4,848	4,949	37,048	42,929	20,790	13,089	29,633	32,683	13,532	13,882	11,314	45,860	45,376	11,174	8,412	36,260	38,817	10,506	11,174	8,412	36,260	38,817						
鹿角	15,382	3,856	3,309	2,251	11,947	2,699	2,382	2,266	20,710	22,866	10,392	9,440	16,676	18,699	7,824	9,071	6,445	26,246	26,177	7,284	4,729	20,571	21,111	6,885	7,284	4,729	20,571	21,111						
大曲	23,695	6,612	5,710	3,447	17,251	4,629	4,111	3,376	36,486	39,852	18,778	14,470	29,693	32,683	13,532	13,882	11,314	45,860	45,376	11,174	8,412	36,260	38,817	10,506	11,174	8,412	36,260	38,817						
本荘	6,682	2,046	1,764	1,202	6,038	1,432	1,270	1,179	10,593	11,884	5,650	5,042	8,427	9,611	4,122	4,647	3,297	13,490	13,578	3,860	2,360	10,488	10,860	3,688	3,860	2,360	10,488	10,860						
仙台北	41,467	14,715	10,275	10,268	36,796	10,300	7,388	10,070	64,218	72,469	36,797	32,041	51,773	58,582	26,960	30,880	19,874	80,307	82,858	21,985	14,376	62,482	66,385	20,820	21,985	14,376	62,482	66,385						
石巻	21,052	8,930	5,972	4,472	18,232	6,251	4,300	4,372	33,199	39,691	22,350	14,027	25,959	31,324	16,380	13,411	10,429	42,858	45,927	9,662	7,123	32,141	36,023	9,039	9,662	7,123	32,141	36,023						
古川	26,702	10,300	7,417	5,369	23,437	6,116	4,464	4,176	48,299	54,739	21,720	18,898	31,828	38,133	15,979	18,195	12,257	49,540	51,082	12,974	8,857	38,516	40,895	12,264	12,974	8,857	38,516	40,895						
大田原	11,362	4,188	3,041	2,813	10,315	2,932	2,190	2,758	17,258	20,422	10,547	8,797	14,945	16,881	7,747	8,459	5,257	21,955	23,481	6,044	4,000	17,646	18,995	5,701	6,044	4,000	17,646	18,995						
山形	21,930	8,043	5,939	4,057	19,382	5,630	4,276	3,676	34,212	38,884	20,210	15,996	27,088	31,297	14,689	11,769	9,723	43,400	44,423	12,000	7,707	33,202	35,496	11,395	12,000	7,707	33,202	35,496						
鶴岡	17,131	6,303	4,765	2,576	15,115	4,412	3,431	2,515	26,760	30,348	15,951	10,194	17,056	19,294	8,882	8,275	6,341	25,717	26,847	6,546	4,852	20,695	21,808	6,134	6,546	4,852	20,695	21,808						
米沢	19,452	4,795	3,500	2,189	12,203	3,350	2,520	2,141	20,545	23,388	12,060	8,847	17,056	19,294	8,882	8,275	6,341	25,717	26,847	6,546	4,852	20,695	21,808	6,134	6,546	4,852	20,695	21,808						
新庄	9,695	2,960	2,274	1,364	8,906	2,072	1,637	1,334	14,460	16,168	7,463	5,388	12,447	13,390	5,527	5,158	4,614	18,227	18,270	4,000	3													

### ※各期における達成目標及び最低水準の設定の考え方について

			第1期	第2期	第3期
現年度	対象保険料	23年度保険料	24年度保険料	25年度保険料	26年度保険料
	達成目標	現年度 納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込) +0.35~0.85%	23年度現年度納付率(見込) +0.70~1.70%	23年度現年度納付率(見込) +1.05~2.55%
	最低水準		23年度現年度納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込)
過年度1年目	対象保険料	22年度保険料	23年度保険料	24年度保険料	25年度保険料
	達成目標	過年度1年目 納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込) +4.0%	第1期現年度達成目標 +4.0%	第2期現年度達成目標 +4.0%
	最低水準		23年度現年度納付率(見込) +2.8%	第1期現年度最低水準 +2.8%	第2期現年度最低水準 +2.8%
過年度2年目	対象保険料		22年度保険料	23年度保険料	24年度保険料
	達成目標		23年度過年度1年目納付率(見込) +2.5%	第1期過年度1年目達成目標 +2.5%	第2期過年度1年目達成目標 +2.5%
	最低水準		23年度過年度1年目納付率(見込) +1.8%	第1期過年度1年目最低水準 +1.8%	第2期過年度1年目最低水準 +1.8%
免除	対象免除	23年度免除等	24年度免除等	25年度免除等	26年度免除等
	達成目標	免除等率(見込)	23年度免除等率(見込) +1.5%	23年度免除等率(見込) +3.0%	23年度免除等率(見込) +4.5%
	最低水準		23年度免除等率(見込)	23年度免除等率(見込)	23年度免除等率(見込)

## (別紙 2 - 2) 達成目標等算出根拠

別紙 2 - 1 の対象年金事務所別達成目標等一覧は、以下の算出根拠に基づき、年金事務所ごとに別添のとおり算出している。

(計算の過程は、達成目標算出表を参照)

[ ] 内は単位

### 【現年度保険料】

#### ①被保険者累計 (見込) [月数]

各月における第 1 号被保険者数と任意加入被保険者数の合計の年間累計。

※23 年度被保険者累計 (見込) は、20 年度から 22 年度における前年度各月と前々年度各月の増減の平均割合を、23 年度の直近実績に乗じて算出し、4 月～3 月を累計。

※24～26 年度については、上記各月増減の平均割合から推計し、23 年度見込被保険者数から増加する場合はその数値を、減少する場合は 23 年度見込値を使用。

#### ②全額免除等累計 [月数]

年度末時点の第 1 号被保険者数に 23 年度全額免除等率 (見込) を乗じて算出。

※全額免除等累計 [月数] = 年度末第 1 号被保険者数 [人] × 23 年度全額免除等率 (見込) [%] × 10.198 月

※23 年度全額免除等率 (見込) = 22 年度末時点における法定免除、全額免除、学生納付督促、若年者納付猶予の該当者の合計を 22 年度末第 1 号被保険者数で除した割合

※10.198 月 = 20～22 年度における全額免除等の 1 人当たり平均承認月数

#### ③納付対象月数 [月数]

納付対象者累計 [月数] (①-②) に調整率 96.71% を乗じて積算。

※調整率 96.71% = 20～22 年度における納付対象者累計 [月数] に対する納付対象月数の平均減少率

#### ④見込み納付期限内納付率 [%]

23 年度納付期限内納付率 (見込) とし、各期計算過程において同数値を使用。

#### ⑤-1 現年度最低納付率 [%]

現年度最低納付率は 23 年度現年度納付率 (見込) とする。

※最低納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

#### ⑤-2 現年度最低水準 (12 ヶ月) [月数]

現年度最低納付月数から見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5% (強制徴収による収納見込み分として 0.5% を差し引いた調整率) を乗じて積算。

※現年度最低納付月数 = ③から推計される納付対象月数 × 最低納付率

#### ⑥-1 現年度目標納付率と加算率 [%]

現年度目標納付率は、現年度最低納付率に加算率を加えて積算。

※加算率は、日本年金機構の中期目標に基づき、平成 25 年度において平成 21 年度現年度納付率 + 1.0% を達成するため、23 年度現年度納付率見込みとの差を按分

した数値とする。ただし、その率が0.35%以下の場合は、「0.35%」とし、0.85%以上の場合は、「0.85%」とする。

※加算率は、各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第1期の加算率=0.35%~0.85%

第2期の加算率=0.70%~1.70%

第3期目の加算率=1.05%~2.55%

#### ⑥-2 現年度達成目標（12ヶ月）[月数]

現年度目標納付月数から見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徴収による収納見込み分として0.5%を差し引いた調整率）を乗じて積算。

※現年度目標納付月数=③から推計される納付対象月数 × 現年度目標納付率

#### ⑦H24.9までの見込み納付月数按分率、H26.9までの見込み納付月数按分率 [%]

現年度保険料の総納付月数（12ヶ月分）について、H22.5からH22.9までに納付された月数の割合。

※按分率は、第1期及び第3期の計算過程において同数値を使用。

## 【過年度1年目保険料】

#### 納付対象月数 [月数]

現年度③から推計される納付対象月数に、100.05%を乗じて算出。（ただし、第1期については、23年度見込現年度納付対象月数に100.05%を乗じて算出する。）

※100.05%=20~22年度における現年度から過年度1年目への納付対象月数の平均伸び率

#### ②-1 最低水準（12ヶ月）[月数]

過年度1年目最低納付月数から前期現年度における見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徴収による収納見込み分として0.5%を差し引いた調整率）を乗じて算出。（ただし、第1期については、過年度1年目最低納付月数から23年度末時点の見込納付月数を除いたものに99.5%を乗じて算出する。）

※最低納付月数=①から推計される納付対象月数 × 最低納付率

#### ②-2 最低納付率と最低水準加算率 [%]

最低納付率は、現年度最低納付率に最低水準加算率2.8%を加えて積算。

※最低水準加算率2.8%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、現年度納付率から確保すべき伸び幅を踏まえ、最近の傾向で最も低い数値を使用

※最低水準加算率2.8%は、各期計算過程において同数値を使用。

#### ③-1 目標納付率と達成目標加算率 [%]

目標納付率は、現年度目標納付率に達成目標加算率4.0%を加えて積算。

※過年度1年目達成目標加算率4.0%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、現年度納付率から確保すべき伸び幅の最大値を使用。

※達成目標加算率4.0%は、各期計算過程において同数値を使用。

#### ③-2 達成目標（12ヶ月）[月数]

目標納付月数から、現年度見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徴

収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率) を乗じて算出。(ただし第 1 期については、過年度 1 年目目標納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたものに 99.5%を乗じて算出する。)

※目標納付月数＝①から推計される納付対象月数 × 目標納付率

#### ④H24.9 までの見込み納付月数按分率、H26.9 までの見込み納付月数按分率 [%]

過年度 1 年目保険料の総納付月数 (12 ヶ月分) について、H22.5 から H22.9 までに納付された月数の平均割合。

※按分率は、第 1 期及び第 3 期の計算過程において同数値を使用。

## 【過年度 2 年目保険料】

### ①納付対象月数 [月数]

過年度 1 年目① から推計される納付対象月数に、100.64%を乗じて積算。

※100.64%＝20～22 年度における過年度 1 年目から過年度 2 年目への納付対象月数の平均伸び率

※ただし、第 1 期については、23 年度見込過年度 1 年目納付対象月数に、100.64%を乗じて算出する。

### ②-1 最低水準 (12 ヶ月) [月数]

過年度 2 年目最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除いたものに、99.5% (強制徴収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率) を乗じて算出。(ただし第 1 期については、過年度 2 年目最低納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたものに 99.5%を乗じて算出する。)

※最低納付月数＝①から推計される納付対象月数 × 最低納付率

### ②-2 最低納付率と最低水準加算率 [%]

最低水準納付率は、前期における過年度 1 年目最低納付率に最低水準加算率 1.8%を加えて積算。

※最低水準加算率 1.8%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、現年度納付率から確保すべき伸び幅を踏まえつつ、最近の傾向で最も低い数値を使用。

※最低水準加算率 1.8%は、各期計算過程において同数値を使用。

### ③-1 目標納付率と達成目標加算率 [%]

目標納付率は、過年度 1 年目目標納付率に過年度 2 年目達成目標加算率 2.5%を加えて積算

※過年度 2 年目達成目標加算率 2.5%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、過年度 1 年目納付率から確保すべき伸び幅の最大値を使用。

※達成目標加算率 2.5%は、各期計算過程において同数値を使用。

### ③-2 目達成目標 (12 ヶ月) [月数]

目標納付月数から、現年度の見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5% (強制徴収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率) を乗じて算出。(ただし第 1 期については、過年度 2 年目目標納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたも

のに 99.5%を乗じて算出する。)

※目標納付月数＝①から推計される納付対象月数 × 目標納付率

**④H24.9 までの見込み納付月数按分率、H26.9 までの見込み納付月数按分率 [%]**

過年度 2 年目保険料の総納付月数（12 ヶ月分）について、H22.5 から H22.9 までに納付された月数の平均割合。

※按分率は、第 1 期及び第 3 期の計算過程において同数値を使用。

**【免除等】**

**①年度末第 1 号被保険者数 [人]**

任意加入被保険者は除く。

※23 年度（見込み）＝20 年度から 22 年度における前年度 3 月～3 月までの各月増減の平均割合から 23 年度直近実績に乗じて算出。

※24～26 年度については、上記各月増減割合の平均から推計し、23 年度見込み被保険者数から増加する場合はその数値を、減少する場合は 23 年度見込み値を使用。

**②-1 免除等最低水準 [件数]**

年度末時点の第 1 号被保険者数に最低免除等率を乗じたものに、128.77%を乗じて算出。

※128.77%＝20～22 年度の年間免除等承認処理件数と年度末時点の免除等承認者数の割合の平均。

**②-2 最低免除等率 [%]**

最低免除等率＝23 年 3 月時点における全額免除、学生納付督促、若年者納付猶予の該当者の合計（以下「免除等」という。）を 22 年度末第 1 号被保険者数で除した割合に 0.5%を上乗せして算出。

※最低免除等率は、各期計算過程において同数値を使用。

**③-1 達成目標 [件数]**

年度末時点の第 1 号被保険者数に目標免除等率を乗じたものに、128.77%を乗じて算出。

※128.77%＝上記②と同様。

**③-2 目標免除等率 [%] と加算率 [%]**

目標免除等率は最低免除等率に加算率 1.5%を加えて積算。

※加算率は各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第 1 期の加算率＝1.5%

第 2 期の加算率＝3.0%

第 3 期の加算率＝4.5%

**④H24.9 までの見込み承認件数按分率、H26.9 までの見込み承認件数按分率 [%]**

免除等が承認された件数（12 ヶ月分）について、5 月から 9 月までに承認された件数の直近 3 年間の平均割合。

※按分率は、第 1 期及び第 3 期の計算過程において同数値を使用。

(別紙2-2)達成目標等算出表

【札幌東年金事務所】北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			H24保険料														
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) 【月数】	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) 【月数】	②全額免除等累計 【月数】 H23年度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	③納付対象者累計 【月数】 ①-②	④納付対象月数 【月数】 ③×96.71%	⑤最低納付率 【%】 H23現年度納付率(見込)	⑥最低納付月数 【月数】 ④×⑤	⑦見込み納付期限内納付率 【%】	⑧見込み納付期限内納付月数 【月数】 ④×⑦	⑨最低水準(12ヶ月) 【月数】 (⑥-⑧)×99.5%	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑪H24.9までの見込み納付月数 【月数】 ⑨×⑩	⑫最低水準(7ヶ月) 【月数】 ⑨-⑪		
		1,289,223	47.70%	41.95%	1,290,819	444,825	845,994	818,161	47.70%	390,263	41.95%	343,223	46,804	27.07%	12,668	34,137	
過年度1年目	H22保険料		H23保険料														
	H23過年度1年目納付率(見込)	52.67%	s 納付対象月数 【月数】	t 最低納付率 【%】 H23現年度納付率(見込)+2.8%	v 最低納付月数 【月数】 s×t	w H23年度末の見込み納付月数(見込) 【月数】	x 最低水準(12ヶ月) 【月数】 (v-w)×99.5%	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	z H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】 x×y	最低水準(7ヶ月) 【月数】 x-z	777,526	50.50%	392,651	370,880	21,662	53.24%	11,533
過年度2年目	H22保険料		H22保険料														
			i 納付対象月数 【月数】	m 最低納付率 【%】 H23過年度1年目納付率(見込)+1.8%	n 最低納付月数 【月数】 i×m	o H23年度末の見込み納付月数(見込) 【月数】	p 最低水準(12ヶ月) 【月数】 (n-o)×99.5%	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	r H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】 p×q	最低水準(7ヶ月) 【月数】 p-r	782,261	54.47%	426,110	412,029	14,010	47.67%	6,679
免除等	H23免除等率(見込)		ii H24度末第1号被保険者見込み 【件数】	iii 最低免除等率 【%】 H23免除等率(見込)	iv 最低水準(12ヶ月) 【件数】 i×ii×128.77%	v H24.9までの見込み件数の按分率 【%】	vi H24.9までの見込み最低承認件数 【件数】 iii×iv	最低水準(6ヶ月) 【件数】 iii-v	30.13%	106,502	30.13%	41,322	68,531	28,319	13,002		

第2期(H25.5~H26.4)									
H25保険料			H24保険料						
現年度保険料	A H25被保険者累計(見込) 【月数】	B 全額免除等累計 【月数】 H24年度末被保険者数(見込)×免除率×	C 納付対象者累計 【月数】 A-B	D 納付対象月数 【月数】 C×96.71%	E 最低納付率 【%】 H23現年度納付率(見込)	F 最低納付月数 【月数】 D×E	G 見込み納付期限内納付率 【%】	H 見込み納付期限内納付月数 【月数】 D×G	I 最低水準(12ヶ月) 【月数】 (F-H)×99.5%
		1,294,074	445,722	848,351	820,441	47.70%	391,350	41.95%	344,179
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象月数 【月数】 ④×100.05%	② 最低納付率 【%】 ⑤+2.8%	③ 最低納付月数 【月数】 ①×②	④ 最低水準(12ヶ月) 【月数】 (③-③-①)×99.5%	818,570	50.50%	413,378	57,200	
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 【月数】 a×100.64%	t' 最低納付率 【%】 t+1.8%	v' 最低納付月数 【月数】 s'×t'	w' 最低水準(12ヶ月) 【月数】 (v'-w-2)×99.5%	782,503	52.30%	409,249	26,702	
免除等	i' H25度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】 H23免除等率(見込)	最低水準 【件数】 i'×ii'×128.77%	106,717	30.13%	41,405			

第3期(H26.5~H26.9)													
H26保険料			H25保険料										
現年度保険料	a H26被保険者累計(見込) 【月数】	b 全額免除等累計 【月数】 H25年度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	c 納付対象者累計 【月数】 a-b	d 納付対象月数 【月数】 c×96.71%	e 最低納付率 【%】 H23現年度納付率(見込)	f 最低納付月数 【月数】 d×e	見込み納付期限内納付率 【%】	h 見込み納付期限内納付月数 【月数】 d×g	i 最低水準(12ヶ月) 【月数】 (f-h)×99.5%	H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	最低水準(5ヶ月) 【月数】 i×j		
		1,297,349	446,622	850,728	822,739	47.70%	392,446	41.95%	345,144	47,066	27.07%	12,739	
過年度1年目	H25保険料												
	A' 納付対象月数 【月数】 D×100.05%	B' 最低納付率 【%】 第2期現年度最低納付率+2.8%	C' 最低納付月数 【月数】 A'×B'	D' 最低水準加算分(12ヶ月) 【月数】 (C'-H-1)×99.5%	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	F' H26.9までの見込み加算月数 【月数】 D'×E'	最低水準(5ヶ月) 【月数】 I+F	820,851	50.50%	414,530	23,290	53.24%	12,404
過年度2年目	H24保険料												
	①' 納付対象月数 【月数】 ①×100.64%	②' 最低納付率 【%】 第2期過年度1年目最低納付率+1.8%	③' 最低納付月数 【月数】 ①'×②'	④' 最低水準加算分(12ヶ月) 【月数】 (③'-③')×99.5%	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑥' H26.9までの見込み加算月数 【月数】 ④'×⑤'	最低水準(5ヶ月) 【月数】 ④'+⑥'	823,809	52.30%	430,852	17,387	47.67%	8,289
免除等	i' H26度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】 H23免除等率(見込)	iii' 最低水準(12ヶ月) 【件数】 i×ii×128.77%	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	最低水準(6ヶ月) 【件数】 iii×iv	106,933	30.13%	41,489	68,531	28,434			



### (別紙3) 総合評価基準 (技術評価)

国民年金保険料の収納事業の落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、事業の目的に沿った実行可能なものであるか(必須項目審査)、また、効果的なものであるか(加点項目審査)について、以下により技術評価を行う。

#### 【必須項目審査】

国民年金保険料の収納事業の目的及び業務内容に照らし、別表「総合評価基準(技術評価)表」に記載する必須評価項目について、最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とし、基礎点(200点)を付与する。

なお、必須評価項目について、1項目でも最低限の要求要件を満たしていないものは「不合格」とする。

#### 【加点項目審査】

国民年金保険料の収納事業の目的及び業務内容に照らし、各評価項目について有効な提案が行われた場合は、企画提案の優劣について加点基準に基づき、基本的には相対的評価を行うことにより「加点」する。

企画提案書に記述された各評価項目の内容について、評価委員会の委員が以下のような観点から総合的に評価を行い、別表1「総合評価基準(技術評価)表」の各項目に設定した得点の配分について別表2「企画提案書の評価手順について」によりそれぞれ得点の付与を行い、集計するものとする。

- ① 本事業の目的等が正しく理解され、企画提案内容に数値的な基礎根拠を明らかにした上で具体的に反映されていること。
- ② 企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなど説得力を有すること。
- ③ 各評価項目に対する評価の観点の具体的項目を満たしていること。

#### 【採点方式】

技術評価の得点配分は1200点とする。

- ① 基礎点は200点とする。
- ② 加点の合計は1000点を上限とする。

(別表1)総合評価基準(技術評価)表

評価項目・評価の観点	評価区分	得点配分	必須事項に係る最低限の要求要件 加点事項に係る評価の観点
(i) 基本的考え方			
本事業の目的、趣旨を適切に把握しているか。受託するに当たっての基本的な考え方や方針はどのようなものか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的、趣旨を適切に把握した上で、受託するに当たっての基本的な考え方や方針が明確に示されていること。</li> </ul>
(ii) 実施体制			
本事業を実施するため、事業者としてどのような組織体制で取り組むのか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を確実に実施するため、総括責任者、地域責任者及び従事人員について、適切な体制（配置数等）が具体的に示されていること。</li> <li>・戸別訪問を担当する従事者について、各年金事務所ごとに必須設置数以上が設置されていること。</li> <li>・総括責任者及び地域責任者について、各年金制度に関して深い知識及び経験等を有する者を配置し、本事業の実施に当たって日本年金機構の本事業における総括責任者からの照会、連絡等、必要な場合に直ちに対応できる体制が具体的に示されていること。</li> <li>・入札（契約）地区内に複数の都道府県がある場合、各都道府県単位に地域責任者を設置し、定例打合せ会議や日本年金機構の本事業における地域責任者からの照会、連絡等に対応できる体制が具体的に示されていること。</li> </ul>
本事業を実施するため、事業者としてどのように運営管理（個人情報の取扱い及び秘密保持、法令及び契約に基づくコンプライアンス、社内研修等の実施）、進行管理（指揮命令、苦情処理等）を実施するのか。	加点	0～100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に有効であると考えられる業務に携わったことがある実務経験者又は有効な資格を持つ者等の配置及び人数等が具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。</li> </ul>
本事業を実施するため、事業者としてどのように運営管理（個人情報の取扱い及び秘密保持、法令及び契約に基づくコンプライアンス、社内研修等の実施）、進行管理（指揮命令、苦情処理等）を実施するのか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために、個人情報取扱い及び秘密保持等の規程が整備されており、本事業に関連する法令や契約に基づくコンプライアンス等について、適切な運営管理及び実施体制の確保が図られていること。</li> <li>・本事業に携わる従事者について、資質向上（年金制度への理解、督励方法の検討、個人情報取扱い等）のための研修体制が整備され、具体的なスケジュールの下、実施することが示されていること。</li> <li>・本事業を実施するための指揮監督の体制（命令系統）、事業進捗状況の把握、報告管理、クレーム処理等のエスカレーションや進行管理について適切に示されていること。</li> </ul>
本事業に携わる従事者への研修について、研修カリキュラムや実施時期等、従事者のスキルアップに向けて効果的に実施することが具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。	加点	0～150	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に携わる従事者への研修について、研修カリキュラムや実施時期等、従事者のスキルアップに向けて効果的に実施することが具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。</li> </ul>
基本的事項			<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の管理、保護及びトラブル発生防止のための施策が具体的に示されており、運営管理及び進行管理が適切に実行できると評価できること。</li> <li>・万一の情報漏洩、トラブルの発生に当たっての具体的な対応マニュアル等が示されており、運営管理及び進行管理の下で適切な措置が実施できると評価できること。</li> </ul>

(iii) 入札参加者の業務経験			
	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する業務経験及びその実績（遂行状況）が示されていること。</li> <li>・本事業を実施する上で、有効と評価できる業務経験が具体的に示されているか。</li> </ul>
	加点	0～100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施する上で、有効と評価できる事業実績（遂行状況）が具体的に示されているか。</li> <li>・本事業を実施する上で、有効と評価できる業務経験及び実績を、本事業にどのように反映、活用させるか具体的に示されているか。</li> </ul>
(iv) 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促（免除等申請手続勧奨）業務			
<p>滞納者すべてに対して少なくとも3ヶ月ごとの頻度で納付督促（免除等勧奨）を実施し、達成目標を達成する施策について、滞納者に対する制度への理解及び自主納付意欲の向上の推進を含め、どのような取組を行うのか。</p>	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーターによる電話督促、戸別訪問、文書送付のすべての実施が提案されており、滞納者の特性（保険料滞納期間別、年次別等）に応じて実効性があると評価できる納付督促（免除等勧奨）の手法の活用方法や組み合わせ、滞納者一人当たりの督促頻度、月間（又は年間）実施計画件数が具体的に示されていること。</li> <li>【保険料滞納期間別】 <ul style="list-style-type: none"> <li>短期滞納者…1～6ヵ月未納</li> <li>中期滞納者…7～12ヵ月未納</li> <li>長期滞納者①…13～18ヶ月未納</li> <li>長期滞納者②…19～24ヵ月未納</li> </ul> </li> <li>・それぞれの督促手法別に、実現可能な実施計画件数を算出した計算根拠が明確に示されていること。</li> <li>・提案されたそれぞれの督促手法について、実施計画件数を効果的に実行するための人員の配置が具体的に示されていること。</li> <li>・それぞれの督促手法について、総合的な督促概念図（体系図）、各手法ごとの督促スクリーン等が示されており、かつ、文書、電話による督促で納付に結び付かなかった場合に戸別訪問を実施する行程となっていること。</li> <li>・文書送付を実施する場合、滞納者の特性や送付時期等を考慮し、複数種類を用いて実施され、送付対象となる滞納者の抽出根拠が示されていること。</li> </ul>
	加点	0～300	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案されたそれぞれの督促手法について、滞納者への接触、納付（免除等申請）約束、保険料（免除申請書、口座振替申出書等）獲得の数字的根拠を踏まえ、効果的に各督促手法を組み合わせて実施する内容となっているか。また、各督促手法の実施件数や実施時期等は適切と評価できるか。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書送付を実施する場合、滞納者の納付（申請）意欲を向上させるため、どのような内容（目的）でどのような効果が見込まれるのか具体的に示されているか。</li> <li>・戸別訪問を実施する際、他の督促手法との組み合わせも含め、訪問対象や実施頻度、効果等が明確に示されているか。</li> <li>・契約地区の滞納者数や面積、離島数等の地域特性を活かした提案が示されているか。</li> <li>・滞納者への納付督促について、「電話督促（オペレータによるもの）」「文書送付」「戸別訪問」「納付相談会」以外の督促手法について、民間事業者独自又は新たな督促手法が提案されており、効果的・効率的な実施に資するものであるか。また、当該方法に違法性がない根拠が明確に示されているか。</li> <li>・口座振替、クレジットカード納付の申請勧奨に当たって、その有効性をどのように滞納者へ説明し獲得を目指すのか、有効な提案となっているか。</li> <li>・離島、山間地域等の遠隔地に居住する滞納者について、有効かつ効率的に納付督促を行うための手法や頻度が示されているか。（例えば納付相談会を年金事務所と協力して開催するなど具体的な提案が示されているか。）</li> <li>・日本年金機構から提供する滞納者情報のうち、電話番号が収録されていない者について、解明方法等が実効性のある提案となっているか。また、当該方法に違法性がない根拠が明確に示されているか。</li> <li>・実施したそれぞれの督促手法における効果測定について、滞納者の滞納期間別、年齢階層別、督促実施日及び時間帯別等、取組を行う上で有効な区分に分類した上で、接触率や効果率など分析できる提案となっているか。</li> </ul>
		0～50	
		0～150	
		0～50	
<p>(v) 達成目標の達成に向けた事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された本事業に対する施策を実施する時期、件数、時間数などについてどのようなスケジュールを設定し行うのか。</li> <li>・施策のスケジュール及び連携をどのように実施するのか。</li> </ul>	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての達成目標を達成するための施策を実施する適切なスケジュールが数値的根拠を踏まえて具体的に示されていること。</li> <li>①契約期間における最終目標を示した長期的総合スケジュール</li> <li>②各期又は年間を通し、計画的な督促の実施を示した戦略的中期スケジュール</li> <li>③月毎の定例的督促予定を示したルーチンスケジュール</li> </ul>

		<p>加点</p>	0~100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者の特性及び地域の実情等を的確に把握した上で、各特性等に応じた適切かつ効果的なスケジュールの設定について、評価できる内容が具体的に示されていること。</li> <li>・施策のスケジュールが効果的な連携を図って実施されると評価できる内容が具体的に示されていること。</li> <li>・本事業を実施するための適切な実施体制の整備・維持方法について、具体的な数値的根拠を踏まえ、評価できる内容が具体的に示されていること。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業進捗状況の把握の方法及び事業方針への反映等について、評価できる内容が具体的に示されていること。</li> </ul>
(vi) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務				
納付受託業務の実施内容				
	<p>戸別訪問や納付相談を実施する際、滞納者から納付受託の申出を受けた場合に、受託保険料の盗難、亡失の防止を図るとともに、適切に管理して国庫に納付するため、どのような事務処理、措置を講じるのか。</p>	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者からの納付受託に際しての確実な事務処理手順が示されているとともに、適切で安全な管理体制が具体的に示されていること。</li> </ul>

必須項目	200点
加点項目	0~1000点

(別表2) 加点項目の評価手順について

1. 企画提案書の評価

各地区(23地区)ごとに民間事業者から提出される企画提案書について、「(別表1) 総合評価基準表」に基づき、以下の方法により各加点項目を評価する。

2. 評価方法

評価に当たっては、「A～E」の5段階とし、各加点項目ごとに相対評価を基本とする。

評価	評価内容	得点割合
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。	100%
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。	75%
C	具体性及び実効性があると認められ、評価できるもの。	50%
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるものもしくはやや劣るもの。	25%
E	具体性及び実効性に欠け、評価できないものもしくは特に劣るもの。	0%

## (別紙4) 従来の実施状況に関する情報の開示

### 【各年金事務所における共通事項】

<p><b>1 従来の実施に要した経費</b></p> <p>(注記事項)</p> <p>1. 従来の実施に要した経費として、公共サービス改革法に基づく平成 21 年 10 月開始事業と平成 22 年 10 月開始事業の経費を各期ごとに開示している。</p> <p>2. 各費目の内容は以下のとおり。(ただし、実際の記載は「③委託費等」のみとしている。)</p> <p>人件費: 職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、非常勤職員手当、社会保険料、諸謝金          物件費: 印刷製本費、通信運搬費、借料、光熱水料、雑役務費          委託費等: 委託費、旅費</p> <p>(1)人件費          民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「人件費」は、収納業務に従事した常勤職員及び非常勤職員に係る人件費のうち、入札の対象業務となる納付督励業務(催告状、電話督励、戸別訪問、集合徴収等)、免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)及びこれに付随する管理業務(収納対策の企画・進捗管理・推進員管理・テレマ指導管理等)の従事割合により算出している。</p> <p>業務従事割合 = 各職員の在籍月数 ÷ 12月 × 対象業務従事時間数 ÷ 総勤務時間数</p> <p>民間競争入札実施後の年度における「人件費」は、民間委託業務の対象外であった免除等申請手続の勧奨業務に主に従事した特定業務契約職員(旧国民年金推進員)の実績を基に算出している。</p> <p>(2)物件費          物件費は、入札の対象業務となる納付督励業務(催告状、電話督励、戸別訪問、集合徴収等)及び免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)に要した印刷費、郵送料、通信料、賃借料(事務所、備品)を計上している。</p> <p>(3)委託費等          「委託費定額部分」に委託契約金額を計上し、「成功報酬等」に委託費の増減額、口座振替・クレジットカード納付獲得による成功報酬額及び電話番号判明件数による成功報酬額(平成 22 年 10 月開始事業のみ)の合計を計上している。</p> <p>3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は、推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下の通り。(ただし、実際の記載なし。)</p> <p>(1)減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定額法により算出している。</li> <li>・建物全体の減価償却費のうち、本業務に従事した常勤職員における業務従事割合相当分を算出している。</li> </ul> <p>(2)退職給付費用          旧社会保険庁全体の退職給付費用を庁内総職員数で除した金額に本業務に従事した常勤職員数(「2 従来の実施に要した人員」の常勤職員数)を乗じた金額を計上している。</p> <p>(3)間接部門費          民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「間接部門費」には、旧社会保険事務所を管轄する旧社会保険事務局及び旧社会保険事務所内の庶務課において、当該間接業務に従事する者の経費を対象業務の従事割合に応じて比例配分している。</p>
<p><b>2 従来の実施に要した人員</b></p> <p>(業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金制度に関する知識と理解を有していること等</li> </ul> <p>(業務の繁閑の状況とその対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通年での業務の繁閑は基本的に生じないが、日本年金機構の行動計画では、例年、年末・年度末に収納対策を集中的に実施する。</li> <li>・被保険者の異動や景気状況等を背景に滞納者が大幅に増減する可能性がある。</li> </ul> <p>(注記事項)</p> <p>民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた際の国民年金推進員等の雇用体系等について、以下のとおり参考に記載する。</p> <p>(1)国民年金推進員          勤務時間 : 1週間当たり30時間(土曜日・日曜日を含む午前8時から午後9時までの間)          給与 :</p> <p>(平成 17 年 9 月まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①月額 156,000 円(原則として、夜間及び土・日曜日の勤務時間が 1 週間の勤務時間の 2 分 1 を超えない場合は、147,000 円)</li> <li>②賞与 期末給与…6月に 0.85 月分、12月に 0.90 月分(全員)</li> </ul> <p>勤勉給与…0.30 月分(設置数の1割)          0.15 月分(設置数の2割)</p> <p>(平成 17 年 10 月から平成 18 年 3 月まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①月額…Aランク 176,000 円(活動実績の順位が上位 10%以内)</li> <li>Bランク 168,000 円( " 上位 25%まで(Aを除く))</li> <li>Cランク 160,000 円( " 上位 45%まで(A・Bを除く))</li> <li>Dランク 152,000 円( " 上位 75%まで(A~Cを除く))</li> <li>Eランク 144,000 円(上記以外)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>②賞与 期末給与…6月に 0.45 月分、12月に 0.55 月分(全員)</li> </ul> <p>勤勉給与…0.80 月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給)</p>

<p style="text-align: center;">0.40 月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給) (平成 18 年 4 月から)</p> <p>①月額…Aランク 175,500 円(活動実績の順位が上位 10%以内)  Bランク 167,500 円( " 上位 25%まで(Aを除く))  Cランク 159,500 円( " 上位 45%まで(A・Bを除く))  Dランク 151,500 円( " 上位 75%まで(A～Cを除く))  Eランク 143,600 円(上記以外)</p> <p style="text-align: center;">ただし、各社会保険事務局の国民年金推進員 1 人 1 月当たりの活動実績を全国平均ポイントで除して得た値に応じて、A～Cランクの格付けを調整可能。</p> <p>②賞与 期末給与… 6月に 0.45 月分、12 月に 0.55 月分(全員)  勤勉給与…0.80 月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給)  0.40 月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給)</p> <p>(2)特別国民年金推進員  国民年金推進員が対応しきれない町村地域等の未納者に対する戸別訪問を行うために設置  勤務時間：1日6時間勤務で月10日以内  (平成 18 年 3 月まで)  日額 7,800 円  (平成 18 年 4 月から)  日額 7,780 円</p> <p>(3)国民年金収納指導員  常勤職員と同様の勤務時間  日額 Aクラス 12,600 円 Cクラス 7,200 円</p> <p>(4)賃金職員  常勤職員と同様の勤務時間  給与は各社会保険事務所により異なる</p> <p>(5)特定業務契約職員(旧国民年金推進員)  日額 Aクラス 9,910 円 Cクラス 6,800 円</p>
<p><b>3 従来の実施に要した施設及び設備</b></p>
<p>【民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた際に使用した施設、設備等】</p> <p>施設:旧社会保険事務所庁舎(なお、旧社会保険事務所においては、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の適用・徴収・給付・相談業務を一体的に行っており、本業務はそのうちの国民年金保険料に係る納付督促業務等を委託するものである。)</p> <p>設備:以下、本業務に共通して使用する設備を記載  (机、椅子類)机、椅子、ロッカー、書棚、書庫 (通信・電話関係)電話機・FAX  (端末)社会保険オンラインシステム端末、専用プリンター、金銭登録機(戸別訪問督促時に使用)  (PC関係)パソコン、プリンター  (自動車)公用四輪・二輪自動車 (なお、国民年金推進員については、自家用車を使用。)  (その他事務用品類)コピー機、シュレッダー</p>
<p>(注記事項)</p> <p>1. 特定業務契約職員(旧国民年金推進員)については、金銭登録機を除き、上記施設及び設備を使用していない。  2. 上記の施設及び設備のうち、社会保険オンラインシステム端末及び金銭登録機については、民間事業者に貸与する。(それ以外の施設及び設備は、民間事業者が用意することとなる。)</p>
<p><b>4 従来の実施における目的の達成の程度</b></p>
<p>(注記事項)</p> <p>1. 従来の実施における目的の達成の程度として、民間競争入札実施後の受託事業者の達成状況を開示している。  2. 平成 22 年 10 月開始事業の年金の達成状況の平成 22 年度については、平成 22 年 10 月から平成 23 年 4 月までの 7 カ月分を計上している。  3. 要求水準(達成目標)は、被保険者数の減少に伴う見直し後の数値を計上している。</p>
<p><b>5 従来の実施方法等</b></p>
<p>従来の実施方法等として、民間競争入札実施後の年金事務所別の実績を開示している。  なお、民間競争入札実施前の国が自ら実施していた方法等については、次のフロー図等の通り。</p>



〔北海道ブロック(北海道地区)〕

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

北海道地区(平成21年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10~H21.12)	平成21年度 (H22.1~H22.4)	平成22年度 (H22.5~H23.4)	平成23年度 (見込)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費②		-	-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	5,985	7,980	23,940	23,940
	成果報酬等	▲1,513	▲3,369	▲7,559	(実施期間中)
	旅費その他	-	-	-	-
①~③小計(a)		4,472	4,611	16,381	23,940
参考値(b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)合計		4,472	4,611	16,381	23,940
北海道地区(平成22年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10~H21.12)	平成21年度 (H22.1~H22.4)	平成22年度 (H22.10~H23.4)	平成23年度 (見込)
人件費 ①	常勤職員			-	-
	非常勤職員			-	-
物件費②				-	-
委託費等 ③	委託費定額部分			225,483	386,543
	成果報酬等			▲44,080	(実施期間中)
	旅費その他			-	-
①~③小計(a)				181,403	386,543
参考値(b)	減価償却費			-	-
	退職給付費用			-	-
	間接部門費			-	-
(a)+(b)合計				181,403	386,543
≪北海道ブロック合計≫		平成21年度 (H21.10~H21.12)	平成21年度 (H22.1~H22.4)	平成22年度	平成23年度 (見込)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費②		-	-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	5,985	7,980	249,423	410,483
	成果報酬等	▲1,513	▲3,369	▲51,639	(実施期間中)
	旅費その他	-	-	-	-
①~③小計(a)		4,472	4,611	197,784	410,483
参考値(b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)合計		4,472	4,611	197,784	410,483

(注1)平成21年10月開始事業における平成21年度欄については、業務委託前の期間のため、網掛けとしている。  
(注2)平成22年度における委託費等は、平成21年10月開始事業は平成22年5月から平成23年4月迄の12ヶ月、平成22年10月開始事業は平成22年10月から平成23年4月迄の7ヶ月分を計上している。  
(注3)平成23年度における委託費等は、平成23年5月から平成24年4月までに支払われる見込額(12ヶ月分)を計上している。  
(注4)ブロック合計は、ブロック内における対象地区の合計としている。なお、ブロック内における事務所数及び滞納者数の合計と、各対象地区の事務所数及び滞納者数の割合については、別紙5①に計上している。

〔北海道ブロック(北海道地区)〕

4 従来の実施における目的の達成の程度

北海道地区(平成21年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10~H21.12)	平成21年度 (H22.1~H22.4)	平成22年度	平成23年度
現年度	・要求水準[月数]	16,531	36,596	67,107	67,527
	・最低水準[月数]	15,077	33,475	51,291	46,517
	実施結果[月数]	10,072	21,205	27,994	(実施期間中)
	・要求水準達成率[%]	60.9%	57.9%	41.7%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	66.8%	63.3%	54.6%	(実施期間中)
過年度1年目	・要求水準[月数]	4,033	7,072	56,817	85,418
	・最低水準[月数]	3,414	5,988	50,612	66,817
	実施結果[月数]	3,033	4,528	34,533	(実施期間中)
	・要求水準達成率[%]	75.2%	64.0%	60.8%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	88.8%	75.6%	68.2%	(実施期間中)
過年度2年目	・要求水準[月数]	3,730	6,263	22,226	70,547
	・要求水準[月数]	3,426	5,750	19,894	60,412
	実施結果[月数]	2,042	3,432	12,304	(実施期間中)
	・要求水準達成率[%]	54.7%	54.8%	55.4%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	59.6%	59.7%	61.8%	(実施期間中)
免除等	・要求水準[件数]	5,250	3,326	22,018	20,735
	・最低水準[件数]	5,136	3,252	21,084	19,423
	実施結果[件数]	5,186	1,854	22,358	(実施期間中)
	・要求水準達成率[%]	98.8%	55.7%	101.5%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	101.0%	57.0%	106.0%	(実施期間中)
北海道地区(平成22年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10~H21.12)	平成21年度 (H22.1~H22.4)	平成22年度	平成23年度
現年度	・達成目標[月数]			442,836	632,090
	・最低水準[月数]			384,314	484,600
	実施結果[月数]			246,187	(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]			55.6%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]			64.1%	(実施期間中)
過年度1年目	・達成目標[月数]			84,787	596,709
	・最低水準[月数]			70,311	511,189
	実施結果[月数]			102,553	(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]			121.0%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]			145.9%	(実施期間中)
過年度2年目	・達成目標[月数]			75,741	193,729
	・最低水準[月数]			69,135	135,681
	実施結果[月数]			79,745	(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]			105.3%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]			115.3%	(実施期間中)
免除等	・達成目標[件数]			84,698	263,250
	・最低水準[件数]			83,065	253,275
	実施結果[件数]			83,269	(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]			98.3%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]			100.2%	(実施期間中)
≪北海道ブロック合計≫		平成21年度 (H21.10~H21.12)	平成21年度 (H22.1~H22.4)	平成22年度	平成23年度
現年度	・要求水準(達成目標)[月数]	16,531	36,596	509,943	699,617
	・最低水準[月数]	15,077	33,475	435,605	531,117
	実施結果[月数]	10,072	21,205	274,181	(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	60.9%	57.9%	53.8%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	66.8%	63.3%	62.9%	(実施期間中)
過年度1年目	・要求水準(達成目標)[月数]	4,033	7,072	141,604	682,127
	・最低水準[月数]	3,414	5,988	120,923	578,006
	実施結果[月数]	3,033	4,528	137,086	(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	75.2%	64.0%	96.8%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	88.8%	75.6%	113.4%	(実施期間中)
過年度2年目	・要求水準(達成目標)[月数]	3,730	6,263	97,967	264,276
	・最低水準[月数]	3,426	5,750	89,029	196,093
	実施結果[月数]	2,042	3,432	92,049	(実施期間中)

年 目	・要求水準(達成目標)達成率[%]	54.7%	54.8%	94.0%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	59.6%	59.7%	103.4%	(実施期間中)
免 除 等	・要求水準(達成目標)[件数]	5,250	3,326	106,716	283,985
	・最低水準[件数]	5,136	3,252	104,149	272,698
	実施結果[件数]	5,186	1,854	105,627	(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	98.8%	55.7%	99.0%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	101.0%	57.0%	101.4%	(実施期間中)
<p>(注1)平成22年度における数値は、平成21年10月開始事業は平成22年5月から平成23年4月迄の12ヶ月、平成22年10月開始事業は平成22年10月から平成23年4月迄の7ヶ月分を計上している。</p> <p>(注2)平成23年度における数値は、評価期間の途中のため、要求水準(達成目標)と最低水準のみ計上している。</p> <p>(注3)各年金事務所別の実績については、別紙に計上している。</p> <p>(注4)ブロック合計は、ブロック内における対象地区の合計としている。なお、ブロック内における事務所数及び滞納者数の合計と、各対象地区の事務所数及び滞納者数の割合については、別紙5①に計上している。</p>					



札幌北	64,235	56.1%	316,034	56.1%	64.2%	11,423	9,469	14,910	130.5%	157.5%	10,153	9,263	11,571	114.0%	124.9%	13,968	13,733	12,488	89.3%	90.8%
新さっぽろ	49,598	43.656	28,471	57.4%	65.2%	8,287	6,871	11,251	135.8%	163.7%	7,271	6,641	7,679	105.6%	115.6%	11,129	10,993	10,359	93.1%	94.6%

事務所名	平成23年度																			
	現年度					過年度1年目					過年度2年目					免除等				
	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 達成率	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 (達成目標)
札幌東	65,970	65,970	65,970	100%	80,296	68,534	68,534	85.3%	25,025	17,297	17,297	68.7%	40,382	41,785	40,382	97.1%	41,785	40,382	97.1%	97.1%
札幌西	48,647	37,079	45,659	93.7%	45,659	38,178	45,659	117.3%	14,759	13,355	13,355	93.9%	22,030	22,030	22,030	100%	22,030	22,030	100%	100%
函館	61,156	48,213	58,040	95.4%	59,534	50,924	59,534	117.0%	19,555	13,749	13,749	78.6%	23,666	24,307	23,666	99.6%	23,666	23,666	100%	100%
旭川	62,975	48,071	59,534	95.4%	59,534	50,924	59,534	117.0%	19,555	13,749	13,749	78.6%	23,666	24,307	23,666	99.6%	23,666	23,666	100%	100%
網走	45,172	33,897	43,181	95.5%	43,181	36,665	43,181	117.5%	14,724	10,330	10,330	70.2%	15,292	15,292	15,292	100%	15,292	15,292	100%	100%
岩手沢	28,830	19,479	35,853	184.7%	35,853	27,667	35,853	129.6%	29,039	24,808	24,808	99.5%	8,666	8,666	8,666	100%	8,666	8,666	100%	100%
室蘭	19,171	14,734	18,032	122.4%	18,032	15,469	18,032	116.5%	5,809	4,083	4,083	77.3%	8,670	8,670	8,670	100%	8,670	8,670	100%	100%
小樽	27,047	21,157	25,481	120.5%	25,481	22,022	25,481	115.7%	8,191	5,791	5,791	70.7%	10,695	10,695	10,695	100%	10,695	10,695	100%	100%
北見	39,765	30,189	38,567	127.8%	38,567	32,806	38,567	117.6%	13,717	9,753	9,753	70.4%	12,802	12,802	12,802	100%	12,802	12,802	100%	100%
帯広	48,283	36,993	46,474	125.6%	46,474	39,818	46,474	116.7%	16,174	11,528	11,528	70.2%	15,534	15,534	15,534	100%	15,534	15,534	100%	100%
砂川	19,504	14,410	25,001	173.5%	25,001	20,510	25,001	122.0%	20,910	18,161	18,161	84.4%	7,545	7,545	7,545	100%	7,545	7,545	100%	100%
稚内	12,573	8,187	15,317	187.1%	15,317	11,548	15,317	132.7%	12,813	10,736	10,736	83.7%	2,782	2,782	2,782	100%	2,782	2,782	100%	100%
留萌	6,620	4,441	9,247	139.3%	9,247	7,198	9,247	128.5%	7,785	6,707	6,707	87.3%	1,742	1,742	1,742	100%	1,742	1,742	100%	100%
苫小牧	33,034	24,648	31,637	128.4%	31,637	26,791	31,637	118.1%	10,801	7,534	7,534	69.6%	11,483	11,483	11,483	100%	11,483	11,483	100%	100%
札幌北	91,195	70,755	85,019	120.2%	85,019	73,212	85,019	116.1%	26,330	18,370	18,370	68.9%	42,841	42,841	42,841	100%	42,841	42,841	100%	100%
新さっぽろ	69,836	54,894	64,589	117.7%	64,589	55,959	64,589	115.4%	19,464	13,641	13,641	69.6%	34,145	34,145	34,145	100%	34,145	34,145	100%	100%

〔北海道ブロック(北海道地区)〕

5 従来の実施方法等①

北海道地区(平成21年10月開始事業)	都道府県名	年金事務所名	滞納者数 (平成22年度末)
	北海道	岩見沢	10,258人
		砂川	7,626人
		稚内	4,793人
		留萌	2,538人
小計	1県	4事務所	25,215人
北海道地区(平成22年10月開始事業)	都道府県名	年金事務所名	滞納者数 (平成22年度末)
	北海道	札幌東	62,403人
		札幌西	32,653人
		函館	40,906人
		旭川	36,138人
		釧路	28,517人
		室蘭	11,463人
		小樽	15,116人
		北見	22,308人
		帯広	23,468人
		苫小牧	22,977人
		札幌北	56,826人
		新さっぽろ	38,576人
小計	1県	12事務所	391,351人
《北海道ブロック合計》	都道府県数	年金事務所数	滞納者数 (平成22年度末)
合計	1県	16事務所	416,566人

(注)各年金事務所ごとの滞納期間別滞納者数の内訳は、「5 従来の実施方法等②」に計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【札幌東 年金事務所】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		111,019	110,635	110,481
滞納者	短期滞納者	19,781	18,986	20,079
	中期滞納者	14,336	13,827	12,989
	長期滞納者①	7,345	6,990	6,966
	長期滞納者②	22,116	22,600	21,073
計		63,578	62,403	61,107
免除等者	法定免除者	11,159	12,101	12,696
	申請免除(全額)者	19,085	19,659	19,197
	学生納付特例者	8,823	9,044	8,485
	若年者納付猶予者	2,646	2,727	2,738
	計	41,713	43,531	43,116

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。  
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。  
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1~6カ月を「短期滞納者」、7~12カ月を「中期滞納者」、13~18カ月を「長期滞納者①」、19~24カ月を「長期滞納者②」として計上している。  
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)  
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度						
1カ月	3,879	6.1%	3,740	6.0%	4,248	7.0%	13カ月	1,086	1.7%	1,042	1.7%	1,032	1.7%
2カ月	2,719	4.3%	2,739	4.4%	3,515	5.8%	14カ月	1,042	1.6%	1,059	1.7%	1,200	2.0%
3カ月	5,959	9.4%	5,749	9.2%	2,880	4.7%	15カ月	2,754	4.3%	2,520	4.0%	954	1.6%
4カ月	2,692	4.2%	2,534	4.1%	2,828	4.6%	16カ月	869	1.4%	831	1.3%	1,008	1.6%
5カ月	2,350	3.7%	2,106	3.4%	4,653	7.6%	17カ月	784	1.2%	722	1.2%	1,977	3.2%
6カ月	2,182	3.4%	2,118	3.4%	1,955	3.2%	18カ月	810	1.3%	816	1.3%	795	1.3%
7カ月	1,892	3.0%	1,809	2.9%	4,187	6.8%	19カ月	709	1.1%	730	1.2%	2,557	4.2%
8カ月	1,674	2.6%	1,575	2.5%	1,497	2.4%	20カ月	769	1.2%	702	1.1%	742	1.2%
9カ月	3,934	6.2%	3,752	6.0%	1,422	2.3%	21カ月	2,186	3.4%	2,587	4.1%	674	1.1%
10カ月	1,445	2.3%	1,371	2.2%	2,033	3.3%	22カ月	694	1.1%	751	1.2%	1,047	1.7%
11カ月	1,406	2.2%	1,307	2.1%	1,270	2.1%	23カ月	910	1.4%	929	1.5%	780	1.3%
12カ月	3,985	6.3%	4,013	6.4%	2,580	4.2%	24カ月	16,848	26.5%	16,901	27.1%	15,273	25.0%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					38,942	34,536	37,115	37,128	37,249	37,625	37,681	
平成22年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
37,421	37,494	37,555	37,555	37,506	40,639	63,347	61,660	60,985	59,883	59,703	59,080	
平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
59,276	57,772	60,373	60,319	55,262	63,622	60,630	59,772	60,521	60,491	60,080		

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	68.2%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。(「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	14,680	14,223	13,640
口座振替者率	21.2%	21.2%	20.2%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	863	1,027	1,106
クレジットカード納付者率	1.2%	1.5%	1.6%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	70,760	138,799	205,278	285,071	360,052	423,718	490,414	550,119	618,739	685,124	749,864	808,292
	納付月数	28,775	60,605	92,786	124,927	157,251	190,785	224,414	259,949	292,456	324,600	358,565	392,997
	納付率	40.67%	43.66%	45.20%	43.82%	43.67%	45.03%	45.76%	47.25%	47.27%	47.38%	47.82%	48.62%
	(督促対象月数)		80,744	118,101	169,298	215,844	250,864	289,057	319,639	359,573	397,863	434,191	463,942
	(督促納付月数)		2,550	5,609	9,154	13,043	17,931	23,057	29,469	33,290	37,339	42,892	48,647
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	68,132	134,239	196,494	272,755	345,501	412,604	479,548	540,723	601,908	667,269	729,721	788,652
	納付月数	27,846	57,897	88,022	118,871	150,152	181,820	214,204	248,236	279,576	310,849	343,502	375,913
	納付率	40.87%	43.13%	44.80%	43.58%	43.46%	44.07%	44.67%	45.91%	46.45%	46.59%	47.07%	47.67%
	(督促対象月数)		78,405	113,141	161,978	207,271	246,815	286,270	319,433	352,994	391,257	426,400	457,808
	(督促納付月数)		2,063	4,669	8,094	11,922	16,031	20,926	26,946	30,662	34,837	40,181	45,069
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	66,992	131,584	194,859	268,383	338,918	403,866	467,152	537,000				
	納付月数	26,736	55,517	84,513	114,291	144,459	175,498	206,169	239,019				
	納付率	39.91%	42.19%	43.37%	42.59%	42.62%	43.45%	44.13%	44.51%				
	(督促対象月数)		77,984	114,713	161,695	205,664	243,930	280,729	323,523				
	(督促納付月数)		1,917	4,367	7,603	11,205	15,562	19,746	25,542				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	829,429	830,947	831,689	832,698	833,520	834,290	835,095	835,880	836,593	837,445	838,308	839,025
	納付月数	476,579	478,814	483,485	486,378	488,204	490,296	492,037	493,726	495,389	496,677	497,953	498,994
	納付率	57.46%	57.62%	58.13%	58.41%	58.57%	58.77%	58.92%	59.07%	59.22%	59.31%	59.40%	59.47%
	(督促対象月数)	355,382	356,900	357,642	358,651	359,473	360,243	361,048	361,833	362,546	363,398	364,261	364,978
	(督促納付月数)	2,532	4,767	9,438	12,331	14,157	16,249	17,990	19,679	21,342	22,630	23,906	24,947
20年度分	納付対象月数	827,961	824,034	819,720	815,954	812,314	811,640	811,910	812,204	812,716	813,348	814,112	814,937
	納付月数	418,636	422,099	426,458	428,935	430,573	432,515	434,259	436,717	437,951	439,113	440,469	442,314
	納付率	50.56%	51.22%	52.02%	52.57%	53.01%	53.29%	53.49%	53.77%	53.89%	53.99%	54.10%	54.28%
	(督促対象月数)	413,863	409,936	405,622	401,856	398,216	397,542	397,812	398,106	398,618	399,250	400,014	400,839
	(督促納付月数)	4,538	8,001	12,360	14,837	16,475	18,417	20,161	22,619	23,853	25,015	26,371	28,216
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	815,946	817,196	817,829	818,804	819,548	820,260	821,106	820,562	820,957	821,561	822,339	823,026
	納付月数	444,581	447,024	449,066	451,332	453,404	455,326	456,559	458,765	460,704	462,294	464,077	465,292
	納付率	54.49%	54.70%	54.91%	55.12%	55.32%	55.51%	55.60%	55.91%	56.12%	56.27%	56.43%	56.53%
	(督促対象月数)	373,632	374,882	375,515	376,490	377,234	377,946	378,792	378,248	378,643	379,247	380,025	380,712
	(督促納付月数)	2,267	4,710	6,752	9,018	11,090	13,012	14,245	16,451	18,390	19,980	21,763	22,978
21年度分	納付対象月数	805,992	804,173	799,727	796,691	796,522	797,064	797,685	795,089	794,820	795,277	795,815	796,303
	納付月数	397,275	400,670	403,028	405,456	407,408	409,113	409,920	412,681	414,276	415,740	417,739	419,425
	納付率	49.29%	49.82%	50.40%	50.89%	51.15%	51.33%	51.39%	51.90%	52.12%	52.28%	52.49%	52.67%
	(督促対象月数)	412,995	411,176	406,730	403,694	403,525	404,067	404,688	402,092	401,823	402,280	402,818	403,306
	(督促納付月数)	4,278	7,673	10,031	12,459	14,411	16,116	16,923	19,684	21,279	22,743	24,742	26,428
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	797,259	797,880	798,608	799,656	800,435	801,147	801,805	806,748				
	納付月数	422,326	425,190	428,445	431,986	433,999	435,911	438,043	439,704				
	納付率	52.97%	53.29%	53.65%	54.02%	54.22%	54.41%	54.63%	54.50%				
	(督促対象月数)	377,834	378,455	379,183	380,231	381,010	381,722	382,380	387,323				
	(督促納付月数)	2,901	5,765	9,020	12,561	14,574	16,486	18,618	20,279				
22年度分	納付対象月数	785,808	782,742	779,320	775,759	774,600	774,900	775,150	785,614				
	納付月数	379,584	382,314	385,379	388,231	390,179	392,156	393,759	395,942				
	納付率	48.30%	48.84%	49.45%	50.05%	50.37%	50.61%	50.80%	50.40%				
	(督促対象月数)	409,895	406,829	403,407	399,846	398,687	398,987	399,237	409,701				
	(督促納付月数)	3,671	6,401	9,466	12,318	14,266	16,243	17,846	20,029				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。



〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,965	537	1,401	8,164	3,847	2,457	4,501	2,252	2,562	454	1,067	1,090
学生納付特例	726	3,960	1,083	700	517	366	604	374	520	112	226	383
若年者納付猶予	221	85	152	1,595	378	425	412	180	288	61	94	134
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,897	836	902	9,747	5,350	1,986	2,365	1,784	1,580	1,435	980	1,361
学生納付特例	3,123	2,093	886	689	584	311	316	359	361	314	330	405
若年者納付猶予	272	149	146	1,732	653	247	178	121	221	255	88	154
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,728	823	821	9,383	5,266	2,322	2,983	2,061	1,318	1,878		
学生納付特例	3,486	1,578	766	622	674	330	444	406	344	542		
若年者納付猶予	264	122	164	1,806	631	374	256	226	171	189		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	実施前	実施前	13,333	25,895
【うち接触件数】	実施前	実施前	4,083	6,407
電話督促	実施前	実施前	107,052	130,315
【うち接触件数】	実施前	実施前	40,210	33,063
文書送付	実施前	実施前	34,036	43,776

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。

(注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	12	22

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	1,185	2,081

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。

(注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。